

大仙市アーカイブズ年報 別冊

開館 5 周年記念誌



～ふるさとの記録と記憶の交差点～

大仙市アーカイブズ

大仙市アーカイブズ開館5周年に寄せて

大仙市アーカイブズ館長 佐々木 孝雄

歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存するとともに、それらの資料を市民の皆様の利用に供することなどを目的に設置された大仙市アーカイブズは、令和4年5月3日で開館から5年を経過しました。

開館5年目となった昨年度は、10月5日から1月31日まで、開館5周年企画展として「ふるさとの災害～記録が語る地震・水害・戦争～」をテーマに、自然災害と人為的災害（戦争）について2つの展示室を利用して開催しました。

また、10月23日には、開館5周年シンポジウムを開催し、「記録のチカラ～災害の記憶を次世代につなぐために～」と題して、国文学研究資料館名誉教授の安藤正人氏の基調講演のほか、安藤教授と国文学研究資料館准教授の加藤聖文氏によるパネルディスカッションを行いました。オンラインではありましたが県内外から36人の参加をいただき、アーカイブズの役割を共通認識できました。

さらに、10月13日から12月15日には、大仙市内の8地域で2週間ずつの出張展示を行い、地域の皆様にアーカイブズの活動の一端を披露することができました。

この場をお借りしまして、開館後の当館の運営等にご助言をくださいました皆様に心から感謝を申し上げます。

また、開館に向けて御協力くださいました関係者の皆様におかれましては、当時、全国の市区町村で設置されていた公文書館は31館で、当館は東北地方の市町村としては初の設置となることから、先例も少なく立ち上げにあたっては様々な困難があったことは想像に難くありません。開館準備に携わった関係各位のご努力には頭が下がる思いです。

さて、大仙市アーカイブズは公文書館法に基づき設置された施設です。市民の知的資源である公文書等の中から歴史的な資料を適切な環境で保存、公開し、市民が主体的に市政を検証できる仕組みが整備されています。そのため、当館には「アーキビスト」という専門職員を配置し、市民の要望や相談にお応えするための体制を整えておりますので、お気軽にご連絡いただければと思います。

過去には、国の一部の省庁で公文書管理の問題が発覚し、このことがきっかけで公文書

管理に対する国民の関心が高まり、公文書管理法制定につながったのも事実であります。大仙市においても市民の財産である公文書等を適正に管理し、地域の活動を記録して次の世代にしっかり伝えていくという使命を肝に銘じて取り組んでいかなければなりません。現在、合併前の旧市町村の公文書の整理作業を進めておりますが、地域の歴史をひも解く貴重な公文書の散逸を防ぎながら、早期に皆様に全地域の目録が公開できるように鋭意作業を進めているところであります。

アーカイブズの開館をきっかけに、個人で受け継がれている資料につきましては、ご相談や寄贈・寄託いただいた点数も多数に上ります。そのような状況の中で、地域のボランティアの皆様による整理・解読作業が継続的に進められております。地域史の掘り起こしにつながる作業であり、敬意と感謝を申し上げますとともに、引き続きご協力くださるようお願い申し上げます。

さらには、地元の中学校在学が歴史の授業の校外学習として当館を訪れ、所蔵資料を使った学習と戊辰戦争に関する展示の見学が行われましたし、その関連として授業で活用したいと展示資料の借用の依頼があり、少しずつではありますが学校での活用がされ始めております。今後も学校への情報提供を積極的に進めながら教育連携を図ってまいりたいと考えております。

開館から5年が経過しましたが、運営審議会のご意見を具体化し、秋田県公文書館からの指導を仰ぎながら、また、県内に新たに開館した公文書館等とも情報を共有して、開館5周年を更なる契機に市民の皆様により一層活用していただけるアーカイブズを目指し、職員一同努めてまいりますので、今後ともご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

目次

大仙市アーカイブズ開館5周年に寄せて

I 開館5周年記念事業

- | | | |
|------------------------------------|-------|---|
| 1 企画展「ふるさとの災害～記録が語る地震・水害・戦争～」 | | 1 |
| 2 シンポジウム「記録のチカラ～災害の記憶を次世代につなぐために～」 | | 6 |
| 3 出張展示 | | 8 |

II 5周年記念シンポジウム講演録

- | | | | |
|---------------------------|-------|-------|----|
| 記録のちからと草の根のアーカイブズ活動 | 安藤 正人 | | 10 |
| 激動の時代のなかで郷土が生き残るためには何が必要か | 加藤 聖文 | | 17 |

III 寄稿

- | | | | |
|------------------|-------|-------|----|
| ふるさとの記憶と記録を守り活かす | 細川 良隆 | | 22 |
| 大仙市アーカイブズが生まれるまで | 福原 勝人 | | 24 |

IV 論文

- | | | | |
|---------------------------------------|-------|-------|----|
| 評価選別業務における過去実績の分析とマクロ視点の導入 一大仙市を事例として | 蓮沼 素子 | | 28 |
|---------------------------------------|-------|-------|----|

V 収蔵資料紹介

..... 42

VI 5年間の歩み

- | | | |
|---------|-------|----|
| 1 事業年表 | | 49 |
| 2 利用状況 | | 64 |
| 3 運営審議会 | | 66 |
| 4 職員体制 | | 67 |

I 開館5周年記念事業

開館5年目を迎えた令和3年度は、東日本大震災から10年、太平洋戦争開戦から80年の節目でもありました。

資料の保存及び活用への理解を深めることを目的に、これまで大仙市アーカイブズが取り組んできた公文書の整理作業の成果や、市民から寄せられた多くの地域資料を活用しながら、災害及び戦争をテーマとした企画展を実施しました。

企画展と連動して、災害や戦争を中心に、地域の記憶と記録をどう次世代に継承していくのかをテーマに、当館の5年間の事業を振り返りながら、地域のアーカイブズが果たすべき役割について考えるシンポジウムを開催しました。

合わせて、市内8カ所で出張展示を行い、大仙市アーカイブズの取り組みの周知を図りました。

1 企画展「ふるさとの災害～記録が語る地震・水害・戦争～」

(1) 概要

期 間：令和3年10月5日（火）～令和4年1月31日（月）

会 場：アーカイブズ展示室1・2

展示資料：68点

来場者数：115人



展示室1「自然災害編」



企画展ポスター

(2) 展示概要・展示資料紹介

ア 自然災害編（展示室1）

陸羽地震（明治29年）、強首地震（大正3年）に関して、被害状況や復旧工事を記した役場文書や、震災により倒壊した家屋や避難所などを映像資

料として記録したガラス乾板を展示しました。

水害に関しては、昭和 40 年の豪雨災害に関する被害状況や写真、平成 29 年豪雨に際しての資料レスキュー作業などに関する資料を展示しました。

(展示資料数 23)

陸羽地震・強首地震に関する資料		
資料名・年代等		内容
震災復旧工事書類 角間川町 大曲市役所文書 明治 29 年		陸羽地震による災害復旧工事の文書。震災による復旧土木工事については、県の補助金で行われた。
震災事務簿 大沢郷村役場文書 大正 3 年		強首地震について、大沢郷村の震災被害の状況が一覧としてまとめられている。
葉書 3 通 平瀬家資料 大正 3 年		東京や大阪から届いた、震災見舞いの葉書。震災直後には全国に被災の状況が伝わったことがわかる。
淀川村字小種新田 佐々木清治宅の惨状 細谷誉司ガラス乾板資料 大正 3 年		震災後に発生した火災により、8 名の方が犠牲になった。写真の中の立っている木は、犠牲になった場所と名前を示している。

水害に関する資料		
資料名・年代等		内容
水害に関する事務簿 角間川村役場 大曲市役所文書 明治 27 年～		行方不明者 334 名を出した明治 27 年の洪水被害の様子が書かれている。角間川では死者行方不明者は出ていないが、流れ着いた溺死者についての記載がある。
40.7.15 集中豪雨 水害関係書類 大曲市役所文書 昭和 40 年		昭和 40 年 7 月 15 日に発生した集中豪雨による洪水被害調査など。大曲地域の水害の様子は広報写真としても残されている。藤木では第一藤木橋、第二藤木橋がともに流されている。
井上一郎写真資料 昭和 33 年		流された橋の代わりに渡し船を待つ人々。
大仙市役所文書 平成 29 年 7 月 23 日		洪水により一面石だらけの協和荒川地域の田んぼ。

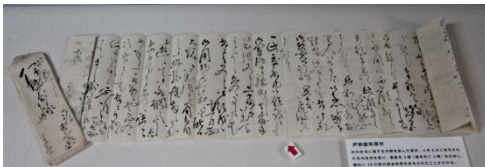



イ 人的災害編（展示室 2）

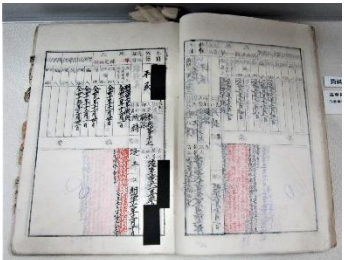
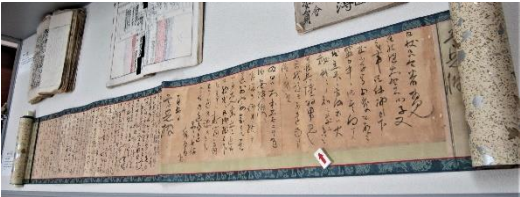
戦地から母親に宛てた手紙や、国防婦人会に関する資料などの寄贈資料を数多く展示しました。また、太田町史編さん事業の際に住民から寄せられた戦時中の写真をスライド上映しました。

そのほか、戊辰戦争の際、大曲で戦死した薩摩藩士を住民が吊った資料や、日清戦争の従軍兵士の書簡、昭和 20 年 8 月 15 日の日記など、様々な視点



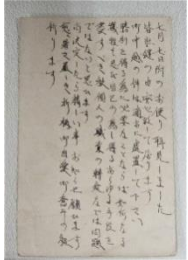

から戦争に翻弄された人々の様子を読み取ることができます。

(展示資料数 45)

戊辰戦争に関する資料	
資料名・年代等	内容
伊勢屋宛書状 平瀬家資料 慶応4年 	庄内征討について、新政府軍から命令を受け軍勢を出兵すること、領内へ軍資金供用の命令が出されたことなどが書かれている。
秋田戦争巻絵 進藤ケコ寄贈資料 昭和  	戊辰戦争の巻絵。のちに峰吉川・刈和野付近の戦闘の様子を描いたもの。
刀剣（銘：大道） 島津新八郎関係資料 	花館合戦で戦死した薩摩藩士・島津新八郎を手厚く埋葬したことへの御礼として、新八郎の家臣・吉國孝之助（藤原祐恒）から大曲の田口家に贈られた短刀。

日清・日露戦争に関する資料	
資料名・年代等	内容
陸軍兵籍名簿 角間川町役場文書 明治～ 	日清戦争以降の個人の軍歴を記したもの。
西野虎五郎書簡 個人蔵 明治27 ～28年 	日清戦争に従軍した陸軍歩兵大尉西野虎五郎からの手紙。手紙の中で、隊が向かう場所は大秘であるとし、「陸羽男児之勇戦期モ不遠事ト信シ居候」と書かれている。

<p>葉書 3通 平瀬家資料 大正2年</p>		<p>秋田第十七聯隊第一中隊に6週間現役兵となっていた平瀬三郎から父政吉に宛てた葉書。兵役中の様子が綴られている。</p>
---------------------------------	---	---

アジア太平洋戦争に関する資料	
資料名・年代等	内容
<p>国民精神総動員書類 大沢郷村役場文書 昭和12年</p>	 <p>国民精神総動員貯蓄奨励運動についての通知が綴られている。町内会や部落会において貯蓄運動を実施するよう促している。この結果、大日本婦人会でも貯蓄運動が行われた。</p>
<p>田口松圃日記 田口松圃家資料</p>	 <p>大曲町長を務めた田口松圃の日記。昭和20年になると戦争や空襲警報などに関する記述が増え、戦争末期になると戦争に関する記述部分は朱書きされている。</p>
<p>葉書 平瀬家資料 昭和</p>	 <p>出征兵士が母に宛てた葉書。満州第442部隊に駐在していた中国吉林省からの軍事郵便。 手紙の送り主である平瀬真一は、終戦後、シベリアに抑留され亡くなっている。</p>
<p>寄書きの日の丸 平瀬家資料 昭和</p>	 <p>出征の際に友人などから寄せられた激励の寄書き。</p>

展示室2「人的災害編」



2 シンポジウム「記録のチカラ～災害の記憶を次世代につなぐために～」

(1) 概要

日 時：令和3年10月23日（土）13：30～15：30

開催方法：オンライン開催（新型コロナウイルス感染拡大予防のため）

内 容：館長挨拶

アーカイブズ事業報告

基調講演

講 師 安藤正人氏（国文学研究資料館名誉教授）

演 題 記録のちからと草の根アーカイブズ活動

パネルディスカッション

パネリスト 安藤正人氏（国文学研究資料館名誉教授）

加藤聖文氏（国文学研究資料館准教授）

司 会 蓮沼素子（大仙市アーカイブズ）

主 催：大仙市

科学研究費補助金（基盤研究A）「アーカイブズによる「地域力」再生と持続的社会の基盤創生研究」

参加者数：36人

(2) 基調講演・パネルディスカッションの概要

ア 基調講演

戦争に関わる国内外のアーカイブズ活動として、沖縄で反戦平和活動を展開した阿波根昌鴻（あはごんしょうこう）の残した記録や、喪失してしまった中国残留孤児の人権を守る手がかりとなるはずの資料、そうした記録の保存に関する一例として、満州への移民記録が数多く発見された愛媛県魚成村の例などについてお話いただきました。

※詳細は、本誌10ページ「5周年記念シンポジウム講演録」
をご覧ください。

イ パネルディスカッション

はじめに、加藤聖文氏から、大量で多様な戦争・震災資料の受け皿がないことや、役場資料の公開制度が未整備となっている現状などについてお話をいただきました。

次に安藤正人氏も交え、災害時の資料レスキューや地域に残された戦争記録の保存状況、それらの記録が残されている意味について、御意見や情報提供をいただきました。



パネルディスカッションの様子

右 安藤正人氏

左 加藤聖文氏

大仙市アーカイブズ開館5周年
シンポジウム

記録のチカラ

～災害の記憶を次世代につなぐために～

大仙市アーカイブズは、平成29年5月の開館から5年目を迎えました。この間、公文書の移管・整理を進め、市民の皆様から多くの資料をご寄贈いただきました。今年、太平洋戦争開戦から80年、東日本大震災から10年という節目にも当たることから、当館所蔵資料を中心として、10月5日から企画展「ふるさとの災害～記録が語る地震・水害・戦争～」を開催します。企画展連動企画である本シンポジウムでは、戦争や災害を中心に地域の記憶と記録をどう次世代に継承していくのかをテーマとして、当館の5年間の事業を振り返りながら、地域のアーカイブズが果たすべき役割について考えます。

プログラム

館長あいさつ
大仙市アーカイブズの取組み


基調講演 安藤正人氏（国文学研究資料館名誉教授）

パネルディスカッション
パネラー 安藤正人氏、加藤聖文氏（国文学研究資料館准教授）
司会 蓮沼葉子（大仙市アーカイブズ）

日時 2021年10月23日（土） 13時30分～15時30分
実施方法 オンライン方式（Zoomミーティング）
申込方法 申込フォームまたはメール（申込書ダウンロード） ※申込は10月15日（金）まで
※詳しくは大仙市アーカイブズホームページをご覧ください

主催 大仙市アーカイブズ
科学研究費補助金（基盤研究A）「アーカイブズによる「地域力」再生と持続的社会の基盤創生研究」

連絡先 大仙市アーカイブズ
住所 秋田県大仙市湯首字上野台1-2
電話番号 0187-77-2004
E-mail archives@city.daisen.lg.jp



ホームページ

シンポジウムチラシ

3 出張展示

(1) 概要

企画展の期間中、市内8カ所でパネル展示を実施。

内容：大仙市アーカイブズの紹介

各地域の歴史や文化に関する資料を紹介

(2) 期間・内容・場所

期 間	
内 容	場 所 〈地域〉
10月13日(水)～10月26日(火)	
① 東北の発展に尽力した榊田清兵衛 ② 井上一郎写真資料	大仙市役所 市民ホール〈大曲〉
① 陸軍強首演習場と戦後開拓 ② 九升田村絵図	大綱交流館 エントランスホール〈西仙北〉
10月29日(金)～11月11日(木)	
① 神岡発祥の少年野球 ② 田宮利雄写真資料	かみおか嶽雄館 エントランスホール〈神岡〉
① 県内唯一の国宝「線刻千手観音等鏡像」 ② 平瀬家資料	中仙支所 市民ホール〈中仙〉
11月16日(火)～11月29日(月)	
① 江戸時代から栄えた荒川鉦山と鉦山街 ② 物部長穂関係資料	和ピア エントランスホール〈協和〉
① 村づくりの先駆 済々義会 ② 半田忠蔵・桜田鐵之助	南外支所 市民ホール〈南外〉
12月 2日(木)～12月15日(水)	
① 明治に発見された払田柵跡と後藤宙外 ② 池田家写真資料	仙北支所 市民ホール〈仙北〉
① 秋田県民歌を作詞した横沢村会議員・倉田政嗣 ② 太田町史写真資料	太田支所 市民ホール〈太田〉



大仙市役所〈大曲〉



大網交流館〈西仙北〉



中仙支所



和ピア〈協和〉



南外支所



仙北支所

大仙市アーカイブズの役割
 大仙市アーカイブズは、歴史資料として重要な公文書その他の記録を保存し、利用していただくことを目的とした施設です。
 「日々生まれる市の歴史を、将来の子ども達へ伝えるための場所を整備してほしい」という市民からの要望をきっかけに誕生しました。

大仙市アーカイブズの概要
 旧双葉小学校（西仙北地域）を改修し、平成29年5月に大仙市アーカイブズとして開館しました。






所蔵資料について

公文書（行政文書）
 明治時代から現代までに作成・收受され、保存期間が満了した文書のうち、歴史的価値のあるものを保存公開しています。

地域史料（古文書等）
 明治時代以前に地域で作成された文書を中心に、地域の歴史と文化を伝える文書を公開しています。

画像・映像・音声資料
 文字資料からだけでは伝わらない、市内の歴史を伝える画像・映像・音声資料を保存公開しています。



アーカイブズの紹介パネル

Ⅱ 5周年記念シンポジウム講演録

記録のちからと草の根のアーカイブズ活動

国文学研究資料館名誉教授 安藤 正人

1 記録を守り 記録を伝える ～戦時記録を中心に～

今年にはアジア太平洋戦争開戦 80 年、東日本大震災 10 年にあたり、あらためて戦争や震災の記録をどう伝えていくかが課題になっています。私は震災記録の保存に関しては経験が乏しいので、もっぱら戦争に関連した記録に絞ってお話をします。

先日 9 月 15 日の中国新聞に、「原爆文学『記憶遺産に』 広島市民団体日記など 5 点で再挑戦」という記事が出ています。「記憶遺産」とは「世界の記憶（メモリー・オブ・ザ・ワールド）」のことで、ユネスコ世界遺産のひとつです。歴史的に重要な記録を対象にしている、「アンネの日記」やイギリスの「マグナ・カルタ」が有名ですが、日本でもすでに京都の「東寺百合文書」や敦賀の「シベリア抑留者等の引揚記録」が認定されています。広島市民団体「広島文学資料保全の会」は、『ちちをかえせ ははをかえせ』で知られる峠三吉の「原爆詩集」草稿や日記、作家原民喜の手帳などの「世界の記憶」登録をめざしていて、私も今回、呼びかけ人の一人に加えていただきました。

原爆関係記録で重要なものは、ほかにもたくさんあります。私が以前、保存のお手伝いをしたことがある資料に、『原子爆弾救護報告』があります。これは『長崎の鐘』で有名な永井隆博士が、長崎原爆投下直後に、自らも傷を負いながら長崎医科大学の救護班長として被爆者の治療にあたった生々しい記録です。私は、この『原子爆弾救護報告』はもとより、原爆関係のあらゆる記録を「世界の記憶」にしなければならないと思っています。

もっとも、ユネスコの「世界の記憶」は、象徴的な意味を持つものであって、それ以外の戦争記録の重要性が低いわけでは決してありません。たとえば、私の郷里である愛媛県の西予市文書館に、旧魚成村の役場文書が保存されています。この地域は、戦時中多くの満州移民を送り出したところで、「分村計画・満洲農業開拓二関スル綴」「元軍人軍属並一般邦人引揚者調」などの戦中・戦後文書が残っています。満洲に移民し、戦後引き揚げてきた村民たちは、県や国レベルの公文書では単なる統計上の数字になってし

まいります、これらの村役場文書の中では、移住と引揚の経緯が、家族ごと個人ごとに、名前のある生身の人間の歴史として記録されています。かつては日本のどこにもあったであろうこのような村役場文書は、現在ではほんの一部しか残っていませんが、戦争の記憶を伝える極めて貴重な記録です。

2 いのちと人権を守る記録のちから

記録は、過去の歴史を伝えるためだけに保存するものではありません。いちばん大切なのは、人々のいのちや人権を守るための証拠としての役割です。私がいつもあげる事例ですが、中国残留日本人孤児の帰国事業が盛んだった 2004 年、新聞に『私は日本人』帰りたい 一戸籍確認できぬ元開拓団男児 中国から訴え 21 年―』という記事が載りました。64 歳になる梁延文さん（日本名花井勝一）という人の話です。この男性は、まだ 3 歳だった 1943 年頃、両親と姉とともに中国に移住。敗戦時の混乱で父親が行方不明となり、母親は子供と生きるためやむなく貧しい中国農民と再婚。その母と姉もすでになく、残された男性は、自分は日本人だと 21 年間も訴え続けているが、厚生労働省は、戸籍など証拠となる記録が見つからないという理由で訴えを認めず、男性はいまだに帰国を果たせない、というのが記事の内容です。

もし花井さんが愛媛県魚成村の出身だったなら、たちどころに身元証明ができたのに、と残念に思いますが、それにしても、別に戸籍でなくてもいい、花井一家の名前が記された何らかの文書がたった 1 通でも出身地に残っていれば、身元証明はそれほど難しくはないはずですが、それすら保存されていない、あるいは保存はされていても探せる状態に整理されていない、それが日本の公文書保存の現実なのでしょう。

アーカイブズ（公文書館）は、歴史研究のための施設であることはもちろんですが、それよりも重要な目的は、花井さんのようなケースが発生した時に、適切な記録を迅速に提供して、人権保護の一端を担うことだと思います。これは決して特異なケースではありません。たとえば、元ハンセン病患者の療養所入所記録がないために保障が滞った問題や、広島・長崎の被ばく者認定の際に原爆被害調査の記録が問題になりました。人々のいのちや人権に関わるさまざまな場面で、記録保存の重要性が見直されています。このような観点から将来起こりうる状況を見据え、市民のためのアーカイブズを整備していくことが、日本の課題だろうと思います。

記録はこのように大切ですが、戦争の際には「いのちを守る記録破壊もある」ということをお話しておかなければなりません。1943年、ナチス占領下のオランダで、アムステルダム中央住民登録所がレジスタンスの人たちに襲撃され、住民登録簿が破壊されました。ナチスがこれらの記録をユダヤ人摘発に利用していたため、レジスタンスの人たちはそれを阻止しようとしたのです。誰もこの破壊行為を非難することはできないと思いますが、戦争は、こうしたかたちでも、貴重な記録を抹殺する機会を作ってしまうということです。

3 草の根のアーカイブズ活動（1） ～阿波根昌鴻資料調査会～

話の後半では、私に関わった民間のアーカイブズ活動を、二つ紹介したいと思います。いずれも戦争そのものの記録ではありませんが、戦争に深い関わりを持っています。

最初にご紹介する「阿波根昌鴻資料調査会」は、2002年に立ち上げたアーカイブズ活動で、20年たった現在も継続しているものです。

阿波根昌鴻さんは、1901年に沖縄本島中部の上本部村に生まれ、若いころにキューバへ単身出稼ぎに行ったりしていますが、1934年にデンマーク式農民学校の設立を志して伊江島に移住しました。伊江島では沖縄戦で多くの住民が死亡し、阿波根さん自身は無事でしたが、長男を本島の戦闘でなくしています。そしてようやく戦争が終わり、阿波根さんは農民学校設立のために伊江島で開墾を再開しますが、1955年3月に米軍が伊江島の農地を強制収用し、阿波根さんたち農民を「銃剣とブルドーザー」で追い立て、家屋を破壊して、基地建設を始めます。以来、阿波根さんたちは「伊江島土地を守る会」を結成するなどして、米軍を相手に土地を取り返すための長い闘いを続けることになりました。なかでも、土地をとり上げられたら農民は乞食になるしかない、と乞食姿で沖縄本島をめぐる「乞食行進」は有名です。

米軍占領下の沖縄では、伊江島と同じことが各地で起こりました。そのため1956年に「全沖縄土地を守る協議会」が結成され、阿波根さんが事務局長になっています。また1967年には「全沖縄土地を守る会」の会長に就任しています。

阿波根さんたちの闘いは、土地闘争から米軍基地そのものに反対する反戦平和運動に発展していきます。その戦いぶりは、2冊の岩波新書『米軍と農民—沖縄県伊江島—』『命こそ宝—沖縄反戦の心—』で広く知られることになりました。それにも出てきます

が、阿波根さんは「陳情規程」というものを作り、米軍と交渉する時は相手を諭すつもりで、大声を出さない、手を耳より上にあげない、といったことを定めています。その非暴力を貫いた運動が評価されて、ノーベル平和賞の候補に、という声もあったそうです。

阿波根さんは、1984年に伊江島に「わびあいの里」を設立し、運動の拠点にするとともに、不登校の子供たちを引き取る活動なども始めていますが、2002年に101歳でその生涯を閉じました。

私は、ある機会に大田昌秀沖縄県知事から阿波根さんのことを聞き、阿波根さんが亡くなる直前の2002年3月に、沖縄や本土の友人たちと「阿波根昌鴻資料調査会」を立ち上げて、1回目の現地調査を実施しました。「わびあいの里」には「伊江島土地を守る会」の資料を中心に、半世紀に及ぶ戦いの記録が膨大な数量残されています。阿波根さんは、武器を持たない自分たちの頼るところは「記録」だという考えを持っていて、米軍との交渉は相手のごまかしを許さないため克明なメモをとる、陳情書はカーボンコピーを5部作って会のメンバーで分散保存する、運動の様子は当時高価だったライカのカメラを2台も買って撮影する、というようなことをやりました。もともと記録好きな性分でもあったので、包装紙などの裏に書いた陳情書や

阿波根昌鴻



- 1901.3.3 上本部村に生まれる
- 1925 キューバへ単身出稼ぎ
- 1934 デンマーク式農民学校の設立を志し伊江島に移住
- 1945.4.21 米軍伊江島上陸
- 1955.3 米軍、伊江島の土地家屋を強制収用。阿波根ら「乞食行進」で窮状訴え
- 1956.7 全沖縄土地を守る協議会結成(事務局長)
- 1961.7 伊江島土地を守る会結成(会長)
- 1967.5 全沖縄土地を守る会結成(会長)
- 1984.6 わびあいの里設立
- 2002.3.21 死去(101歳)

『米軍と農民—沖縄県伊江島』
(岩波新書、1973)



『命こそ宝—沖縄反戦の心』
(岩波新書、1992)



手紙の下書きもたくさん残っていますし、「爆弾日誌」と名付けた「伊江島土地を守る会」の活動ノートの表紙には、自らを「記録人 阿波根昌鴻」と記しています。

手書きの記録だけでなく、写真、蔵書、全国の支援団体から送られた定期刊行物、さらには阿波根さん手作りの反戦平和資料館「ヌチドゥタカラの家」などに集められている沖縄戦当時の遺品、米軍基地の周辺から収集された模擬弾や薬莢、「乞食行進」などで使われたプラカードやムシロ旗などのモノ資料もたくさんあります。私たちは、これらのすべてが阿波根さんの活動を伝える貴重な資料ととらえ、総合的に保存、活用することをめざして、年2回の調査活動を続けています。

4 草の根のアーカイブズ活動(2) ～エリザベス・サンダース・ホーム～

もうひとつの事例は、神奈川県大磯町にある民間の児童福祉施設「エリザベス・サンダース・ホーム」でのアーカイブズ活動です。エリザベス・サンダース・ホームは、三菱3代目総帥岩崎久弥(創立者岩崎弥太郎長男)の長女として生まれた澤田美喜さんが1948年に創立した施設で、多数のいわゆる混血孤児を引き取り、育てたことで知られています。

澤田美喜さんは、奇しくも阿波根昌鴻さんと同じ年ですが、1922年に外交官澤田廉三と結婚し、廉三の赴任先に同行して世界各地で暮らしています。阿波根さんとは、住む世界がずいぶん違います。入信したキリスト教の影響もあるのでしょうか、ロンドンの孤児院ドクター・バーナードス・ホームの訪問や、孤児救済に熱心だった女優ジョセフィン・ベーカーとの出会いなどを通じて、児童福祉事業に深い関心を持つようになりました。

戦後間もない時期、夜行列車に乗っている時に、たまたま網棚の包みが彼女の膝の上に落ちてくるという事件がありました。それは、あろうことか米兵と日本女性の間に生まれた嬰兒の遺棄死体でした。澤田美喜さんは大変なショックを受け、この事件がきっかけになって、エリザベス・サンダース・ホームの設立を決意したといえます。

設立の場所は、大磯駅前にあった岩崎家の別邸で、戦後GHQに接収されていたのを交渉によって買い戻したのです。買戻し資金は世界中からの寄付金によって賄われました。エリザベス・サンダース・ホームの名称は、最初の寄付者の名前をもらったそうです。

1980年に亡くなるまで、澤田美喜さんは2000人にのぼる孤児を育てました。子供たちから「ママちゃま」と慕われた彼女の活動は、著書『混血児の母—エリザベス・サンダース・ホーム—』『黒い肌と白い心』やテレビ東京の『トンネルの向こうは僕らの楽園だった』で知られていますが、たくさん残っている資料は、保存・管理の手が行き届いていません。そこで私たちがお手伝いをして、2012年に総合的なアーカイブズ調査を実施しました。

資料は大きく分けて、澤田美喜さんの日記や友人、支援者からの書簡、エリザベス・サンダース・ホームの園の記録、写真アルバムや動画フィルム、それに蔵書などがあります。書簡には、熱心な支援者だったノーベル賞作家パール・バックの手紙が含まれています。また園の記録には、

開設当初の「乳幼児入退名簿」から近年の「保育日誌」まで多様なものがあり、たいへん貴重なものだと思います。エリザベス・サンダース・ホームは、現在も、虐待その他の理由で親と生活できない子供たちなど約100人を受け入れて積極的な活動をつづけているので、阿波根昌鴻資料調査会のような継続的調査は行っていません。しかし、文字通り戦争の落とし子である「混血児」を支え続けた澤田美喜さんとエリザベス・サンダース・ホームの活動は、まさに「世界の記憶」にとどめるべきことのひとつであり、その記録をアーカ

澤田美喜略年譜

- 1901.9.19 三菱3代目総帥岩崎久弥(弥太郎長男)の長女として本郷に生まれる
- 1922.7 外交官澤田廉三と結婚。キリスト教に改宗
- 1923 廉三とアルゼンチンへ
- 1924 廉三と北京へ(27帰国)
- 1937 廉三とロンドンへ。孤児院ドクター・バーナードス・ホーム訪問



- 1933 廉三とパリへ。ジョセフィン・ベーカーと出会う
- 1935 廉三とニューヨークへ(36帰国)。パールバックと出会う
- 1945.1 三男晃が戦死
- 1945 GHQ、岩崎邸を接收
- 1948.2 エリザベス・サンダース・ホームを創立
- 1953 聖ステパノ学園を創立
- 1962 ブラジルに農場設立
- 1970.12.8 廉三死去
- 1980.5.12 スペインマヨルカ島で死去(78歳)



イブズとして未来に伝えていけるよう、これからも協力したいと思っています。

5 まとめ 草の根のアーカイブズ活動に支援を ～地方自治体アーカイブズに期待する～

今日ご紹介した阿波根昌鴻資料やエリザベス・サンダース・ホームの資料は、いずれも民間のアーカイブズなので、ボランティアが支えている間はいいのですが、永続的な保存には不安が残ります。また、保存するだけでなく、一般の人々がこれを積極的に利用し、歴史研究だけでなく、人権保護や平和構築の素材として広く活かす方策も考える必要があります。そのためには、やはり行政の支援が欠かせないと思うのです。大仙市のように市のアーカイブズがあるところは心強いですが、そうでないところも、広域あるいは県域のレベルで自治体が協力し合い、地域の民間アーカイブズを守り活かす努力をすることが求められます。財政的、施設的なサポートはもとより、専門的な知識・技術の提供や専門的人材の育成など、ぜひ力を貸していただきたいと思います。

阿波根昌鴻さんや澤田美喜さんのような「著名人」の資料だけが重要なわけではありません。たとえば、地場産業を育て支えた企業の記録、郷土芸能の継承に尽くしてきた民間団体、地域医療の発展に貢献した診療所や医師の記録など、どの地域にもそこにしかない貴重な「記憶遺産」がかならずあります。それを掘り起こし、市民と共に草の根のアーカイブズ活動を拡げることが、地方自治体の責務だと思います。

激動の時代のなかで郷土が生き残るためには何が必要か

国文学研究資料館准教授 加藤 聖文

1 なぜアーカイブズが必要なのか？

現在の日本は大きな転換期の真っ只中にあります。しかし、これは有史以来はじめて経験する時代の変わり目であって、過去の成功体験は決して参考にはなりません。その最大の特徴は巷間いわれているように人口が減少すると同時に高齢化しているということが挙げられます。さらにもう一つは地方が衰退しているということです。地方の衰退と人口減少は密接な関係にあります。それだけではなく近代以降の発展の帰結でもあります。

かつて日本が経験した幕末維新のような変革期は、人口減少が進んでいたわけでも少子高齢化社会だったわけでもありません。そして、何よりも地方に活力がありました。江戸時代の幕藩体制は中央集権体制ではなく、地方（藩）の緩やかな統合による地方分権体制でした。今のような東京に人・モノ・カネが集まり、文化や情報の発信もすべて東京からというような時代ではなく、地方はそれぞれ独自の文化を持って多彩な人材を輩出していました。明治維新を主導した人びとがいずれも若く、江戸や大坂ではない地方出身者ばかりであったことはそのことを証左しています。

これに比して現在の日本は絶望的な状況にあります。その最たるものは、かつて多彩な人材供給地であった地方が衰退し、有能であってもきわめて均質・同質化した人材ばかりが東京で再生産されていることです。

このような絶望的な状況はもはや治療不能であって、このまま何もしなければ日本は世界から消滅し、古代のギリシャ人やローマ人のように過去に存在した民族の一つに数えられることになるかもしれません。

では、私たちはこのような前途をただ受け入れるだけしかないのでしょうか。唯一の処方箋は地方の再活性化です。しかし、旧来のような政治主導で東京から予算を獲得するとか、交通網を発達させるとか、ショッピングセンターを誘致するとか、大がかりなイベントを企画するなどといった右肩上がりの成長を前提とした「昭和」のやり方では打ち上げ花火のように一時しのぎにしか過ぎません。ある意味、これらは麻薬のようなものであって一度味わうと抜けられず、やがて刺激に感じなくなり、最後は廃人になる

だけです。

明治以来の中央集権体制はもはや限界に達し、東京を当てにすることはできません。そのためには、根本的に発想を変えなければならないのです。しかし、これからの時代は、よほど革命的で博打的な政策でもしない以上、人口減少を食い止めることはできません。結局、限られたパイをめぐる地方のサバイバルが始まります。

地方が生き残るためには、立派な建物や有名な観光名所ではなく最後は人、そしてそれを生かせる環境－郷土がものをいいます。ここでいう人材とは、そこそこ勉強ができる画一的な人材ではありません。郷土に対する愛着と郷土を自分たちの力で支えていくという意志があれば良いのです。

しかし、現在の日本は郷土が解体し、個々人が孤立してしまっています。地方も同様－というかより深刻な状況に陥っていると思います。郷土は人材を育む土壌です。解体して養分を失ってしまった郷土を再生しなければ人材も育たないのです。

では、どうやったら再生できるのでしょうか。ただ、再生には特効薬はありません。ものすごく地味で時間がかかりますが、その養分となるのが「アーカイブズ」です。

「アーカイブズ（長い年月のなかで積み重なった記録＝歴史記録）」とは、郷土に対する愛着と意志を育てる養分です。人間は過去－歴史を共有する時間が長ければ長いほど他者や集団に対して愛着が深まります。愛着の対象は、恋人、家族、友人のような人に限らず、学校や会社のような組織、そして自分たちが暮らす場所－郷土も含まれます。

皆さんも住んでいる郷土に対して愛着があると思います。ではなぜ愛着が湧くのでしょうか？それはその郷土に関わる何らかの記憶－思い出があるからで、その記憶が積み重なればなるほど愛着も深くなります。そして、その積み重なった記憶が可視化されたものがアーカイブズ（歴史記録）です。逆に記憶が忘れられたり失われたりしたらどうなるのでしょうか。人はそれとともに愛着も無くなります。

日本は、これまで郷土の記憶を大切にしてきました。常に建物を作っては壊し、便利さを追求して山を削り、川をコンクリートで固め、田畑を埋め立ててきました。変化は常につきものですが、そのスピードが急なため、親と子であっても同じ郷土に住んでいながらそれぞれが抱く郷土の記憶が異なっています。すなわち、記憶が世代を超えて伝わらなくなって、郷土に対する愛着も分断され、結果として確固とした郷土愛が生まれなくなったのです。ヨーロッパでは都会でも地方でも何百年も昔の建物が今でも使

われていたり、景観も変わらないことは珍しくありませんが、それだからこそ強固な郷土愛が世代を超えて共有されています。その郷土愛が当事者意識を育てて国や県からの自立性を促し、町や村の課題に対して全員で取り組む風土を作り上げているのです。もっともヨーロッパのすべてがそうではなく、駄目で活気のない町や村もあります。ただ、不思議と共通するのは活気のないところはどこもアーカイブズに対する意識が低くてどこか他人任せなのに対して、活気のあるところはアーカイブズに対する意識が高くて市民が積極的だということです。

2 アーカイブズ・公文書館・アーキビスト、そして市民

では、郷土愛を育むためにアーカイブズを具体的にどのように活用すればよいのでしょうか。郷土愛は世代を超えて記憶をつないでいくことで育まれます。しかし、記憶は人びとの頭のなかで止まるものであって、他人がうかがい知ることはできません。そこで記憶を誰もがわかる形にしなければなりません。誰もがわかる形とは、文字として書き表された文書、写真や映像、本人が語った音声などが挙げられます。そして、これらがアーカイブズといわれます。

これら目に見えるアーカイブズを通せば誰もが何十年・何百年前の出来事をイメージすることができます。例えば、戦争や災害といった重大な出来事も同時代に体験した人びとのあいだでは、いちいち説明しなくても誰もが同じイメージを持っているので「ああそうだね」とわかり合えます。しかし、それを体験したことのない人に対しては、目に見える具体的な何かを示さなければイメージも湧かず、共感することもできません。東日本大震災についてはまだ10年しか経っていませんから、多くの人があ那时的記憶を共有していて共通するイメージも持っています。しかし、第二次世界大戦については、もう80年近く昔の話になってしまったので、記憶を共有している人も少なくなり、戦争をイメージできない人が大多数になっています。このような人びとに対して、戦争は悲惨だとか嫌だとか二度と起こしてはいけないというだけでは説得力に欠けます。やはり目に見えるものを示してイメージさせて戦争体験を共有しなければなりません。ただし、注意しなければならないことがあります。戦争については、多くの映像が残されているので、映像だけを見れば一番わかりやすいし、それ以外は不要だと思いがちです。しかし、それは間違っています。確かに映像は迫力もありますし、文字よりもはっきり

とイメージできます。ただ、映像はそれを撮った人の主観で作られたものです。文字にせよ映像にせよ、あらゆる記録はそれを作った人の主観や価値観の影響を受けます。とくに映像や写真はインパクトが強い分、少し距離を置いてその記録が作られた意図や背景まで踏み込まなければ、知らず知らずのうちに作成者の意図に丸め込まれてしまう恐れもあるのです。

例えば、現在のウクライナ戦争でもロシアが流す映像とウクライナが流す映像は同じ戦争を対象としていてもまるで違います。どちらも両者の意図によって作られたものであって、決して客観的で公正な記録ではないのです。しかし、私たちはついついそれらの映像を見てすべてを判断しがちです。その結果、一方に肩入れして他方を憎悪するようになり、いつのまにか戦争を感情で見えるようになってしまいます。

このように、戦争に限らずあらゆる出来事を一つだけの記録から判断することは危険です。そうならないためには、様々な立場や角度から記録されたものをできる限り集めなければなりません。そのようにして集積された雑多な素材の山から様々なものの見方が生まれ、場合によっては事実を特定することも可能になります。

アーカイブズとはこのように雑多なものであって、ある人から見るとガラクタのように見えるかもしれません。しかし、一見すると何の繋がりもない断片がつなぎ合わさって一つの事実が明らかになることもあります。そして、こういった雑多な記録を集めておく場所が公文書館です。公文書館は郷土のあらゆる価値観が集まったところであって、それらを手に取って眺めながら一人一人が考える場所です。決して正解はありませんし、根拠がいるし、すっきりしないかもしれません。ただ、考え続けるなかで郷土に向き合う人材が生まれ、そのような人材が一人でも増えていけば郷土がそれだけ豊かになります。そして、その思考のサポーターはいます。それがアーキビストです。

公文書館に集められた雑多で捉えどころのない記録の山を整理して、市民に考える道筋をつけてあげるのがアーキビストという職業です。アーキビストという職業は地味で目立たない存在ですが、実はとても専門知識が必要で、熱意がなければできません。そして、このような専門家がいないと公文書館はただの物置になってしまいます。

郷土に公文書館があって、アーカイブズを集め、アーキビストが市民に提供する、そして市民が考える…この仕組みができれば市民は世代を超えて郷土の記憶を共有するようになり、郷土に対する愛着も増していきます。その結果、郷土の課題を自らの課題

として捉えるようになります。

とにかく、これからは何でも行政にお任せというわけにはいかなくなります。市民が積極的に郷土のことを考える必要があるとともに、行政も市民の協力がますます必要となっていくます。市民が行政に参画することで郷土をみんなをよくしていこうという意識が高まり、その地域の独自性あふれる解決策が生まれてくるかもしれません。そのためにも、行政に参画してともに考える素材となるアーカイブズは重要です。そして、行政も積極的に公文書をアーカイブズとして市民に主体的に活用してもらえる方策を考えなければなりません。

アーカイブズは決してお宝のような古文書ばかりではありません。むしろ郷土愛を高め現代の課題に向き合うためには現代の記録－とくに公文書が重要になってきます。それらを適切に管理して市民とともに活用するためにも公文書館とアーキビストは必要不可欠なのです。

Ⅲ 寄稿

ふるさとの記憶と記録を守り活かす

細川 良隆（大仙市アーカイブズ初代館長）

私は、大仙市アーカイブズに着任する以前、大仙市の文化財保護行政を所管する部署に7年ほど在籍し、さらに合併以前の旧太田町当時、秋田県内では最も後発ともいわれた太田町の自治体史編さんに5年間ほど従事しています。

その太田町史編さん業務の以前ですから、かれこれ20年ほど前のことになりますが、秋田県公文書館主催の市町村を対象とした市町村史料保存機関連絡協議会で県公文書館のS氏が熱く語った「先人の残した記録資料によって、私たちは過去と未来の小宇宙の旅行を楽しむことが出来る」との言葉が、私の中で大きな意味を持ってきました。

平成29年、市町村立としては東北初となる「大仙市アーカイブズ」が開館しました。開館に至る経緯やオープニング行事などは別に譲りますが、出港した大仙市アーカイブズ丸の究極の目的や理念については、民主主義の根幹ともいえる崇高なものであり、未来や発展性を感じさせるものとなっていました。

しかし、航路図や寄港地は手探りの状態にあったことは否めない事実であり、幸いにも他団体の公文書館で実務経験のある専門職員や市の中堅職員の配置はありましたが、戸惑い中の航海の始まりです。

館運営にあたり、決して航路を見失うことがあってはならないと羅針盤に気をかけていたことは、①過去と現在の記録を正しく未来につなぐ、②資料で子どものたちを将来につなぐ、③生活や市民活動の記録を残す、④失われそうな記録資料に着目、⑤職員のモチベーション、の5つを大切にしました。

特に、市民の理解と市役所機構における求心力の確保が、アーカイブズの存在価値の要であることから、啓発としての市内資料調査と資料調査ボランティア活動の支援、公文書の保存スキームの周知徹底を具現化する業務に主眼をおきました。

年1回発行した年報に記録した活動や業務の実際は、大仙市アーカイブズの成果と課題をも明らかにして、よりよい業務を目指そうとした改善に向かうもので、大仙市アーカイブズ運営審議会委員の先生方の御指導とアーカイブズ職員の志向に助けられての

ものでした。

また、主に旧家に残された資料などについては、合併以前の旧市町村において自治体史編さんの際に、その所在や概要調査などをすでに終えたとの情報もありましたが、アーカイブズの開館にともない、ボランティアや一般の市民の方々から資料調査の依頼が寄せられ、その依頼先に出向き貴重な資料の保存の手助けや館への寄託、寄贈につなげることもできました。これらの資料は整理・保存を行いながら、アーカイブズの企画展での展示紹介などをとおして、多くの人々への古くて新しい大仙市の歴史情報の発信につながっています。

施設については、アーカイブズのリノベーションの素晴らしさと同時に、躯体の根本的な課題と広大な外構とその現状に閉口もした記憶が鮮明にあります。これもあって公文書館としての機能や課題なども、基本的な部分に十分に配慮することが、その後の施設管理上とても大切であると責任者として痛感しました。

こうした様々な大仙市アーカイブズの実際は、公文書館設置の先行事例な訳で、今後、他団体において設置するであろう公文書館の充実のためにと、大仙市アーカイブズの施設や運営状況などの外部発信紹介に躊躇しなかったことも、開かれた公文書館として自負しました。

大仙市アーカイブズは、あらゆる面で市民の理解と専門機関・研究者の皆さんの御指導をいただきながら航海していることは感謝に堪えませんが、山積されている合併以前の市町村公文書の移管業務も漸次進捗しており、マンパワーの必要性も痛切に感じた黎明期であったと言えます。

ふるさとの記録と記憶の交差点。私たちはどこからきて、どこへ向かうのか・・・大仙市アーカイブズの普遍的テーマでもあります。公文書館の「公」は、公（おおやけ）という意味で公園の「公」と同じ意味です・・・。「公」は役所のものと取られがちかもしれませんが、公文書館の「公」は市民みんなのもの。たびあるごとに市民の視察団体の皆さんに、こう伝えたことが懐かしく思えます。

私たちは、アーカイブズ機能の充実を図ることで、先人たちの築いた過去を知ることのできる時代に生きています。残された資料を利用し、次の時代をさらに未来に向かって旅するのは、私たち、そして未来の子どもたちのはずです。

大仙市アーカイブズが生まれるまで

福原 勝人（総務部長/元公文書館設置準備室長）

当市のアーキビストから「開館 5 周年記念誌を発行するので、開館に至るまで担当であった職員として何か書いてほしい。」と言われ、その圧力に嫌とも言えず、筆不精の身には至難の業であることも知りながら筆を執りました。

平成 19（2007）年から検討を開始し、平成 29（2017）年 5 月に開館を迎えるまでの 10 年の間、どのような経過を辿ってきたのか。当時の担当職員でなければ語れず、書かなければ忘れてしまうであろう内実とともに、一担当者としての皮膚感覚を書き残すことが私に課せられた使命と解釈し、本稿をしたためます。

平成 19 年当時、私は大仙市の総務課に身を置き、主に文書と法制を担当していました。

12 月のとある日、市長に呼ばれて課長と二人で市長室に入ると、そこでは教育委員会の文化財保護課が市長と協議中でした。市長からの指示は、黒澤三郎氏から公文書館創設の提言があり、文化財保護課に基本的な方向性を検討させてきたところ、創設に向けて市長部局で担当するべきとの結論に至ったので、総務課でこの後を引き継ぐようにとのこと。また、できることについてはすぐ動け、とのことでした。私にとっては、これがこの事業の始まりとなりました。

恥ずかしながら、当時の私は公文書館という言葉は知っていても、その必要性はもとより、その内容すらよく理解できていませんでした。市長室を後にした時の課長との会話は今でも鮮明に覚えています。文化財保護課が作成した「大仙市アーカイブズ構想(素案)」なる 8 ページの資料を手に、二人とも「とりたてて公文書館と言わずとも現状の体制で十分対応が可能であろう。」との漠然とした認識でした。

その後、公文書館に関する知識を蓄える一方で、公文書の保存廃棄に関する方針を見いだすまでの間、当時の基準で保存年限が到来する公文書をどうするのかという課題に直面しました。

我々の選択は、極めて愚直な策でした。平成 19 年度末に、全庁に公文書の全量保存を指示したのです。これには、昭和の大合併と呼ばれる市町村合併により、多くの貴重な公文書が失われた苦い過去が背景としてありました。

平成 20 年度に入り、本格的にアーカイブズ構想の策定に着手しましたが、これが苦難の始まりでした。

一番のネックになったのが場所の問題でした。事業を行う上で、新たに建物を建てるのか、あるいは既存の建物を利用するのかについては、市の財政事情もあり、早い段階で既存の建物を利用する方針としていました。しかし、その建物、場所はなかなか見つかりませんでした。

公文書館として機能するためには、主に中間書庫、選別作業室、保存書庫、公開場所により構成され、必要十分な規模であることが求められます。本庁や支所の庁舎にそれを求めることは、当時困難でした。よって、とりあえず、廃校となった旧小種小学校校舎を確保したのですが、体育館は体育館として市民に開放され、給食室であった比較的広い部屋は法人に提供されるなど、十分な広さが望めないばかりか、公文書の全量保存の影響により庁舎が公文書であふれかえったことにより、緊急避難的な中間書庫として活用せざるを得なくなったのでした。

以来 4 年間にわたり、庁内にある公文書の評価選別や文書目録の作成、地域史料の整理の傍ら、安住の地を求めて、公共、民間を問わず建物を探すことを強いられました。アーカイブズ構想というジグソーパズルの最後のピースは、それでも見つかりませんでした。

平成 23 年度になり、ようやく旧北神小学校の校舎全体を使わせてもらう約束を市長から取り付けましたが、地元住民の利用要望の前にその約束はあえなく反故にされました。

平成 24 年度には中仙庁舎の利用をもくろみましたが、旧議場を書庫とするには強度が不足することがわかりました。当時、旧大曲市の永年保存文書を中仙庁舎に保存していることもあり、相棒の若手職員を一人そこに配置し、3 人の臨時職員とともに細々と執務をさせていましたが、展望が開けないストレスも極まり、事業凍結もやむなしと言出す状況となりました。

あの頃は、別件で住民との争訟などもあり、私自身だいぶ参っていたときでもあり、この事業にとって最も危険な時期であったと言えます。

平成 25 年度に入り、いまだいくつかの廃校の利用を検討しましたが、いずれも断念せざるを得ない状況に、いよいよもって追い詰められたかと思っていたそのとき、突然

潮目が変わったのです。

相棒職員がある日、常陸大宮市が国土交通省の空き家対策事業補助金を活用して、廃校舎を公文書館に改装した事例を見つけてきたのです。彼はまだ腐っていませんでした。

我々はすぐに、廃校のひとつに的を絞り、この補助金を活用した公文書館への改装を市長に願い出しました。

そのとき、さらに大きく潮目が変わったのです。市長から、我々が願い出た校舎ではなく、旧双葉小学校を活用してはどうかと言われたのです。同校舎は、平成 12、13 年の竣工で、平成 23 年度をもって廃校となった比較的新しい建物で、面積も含め願ってもない条件が揃っていました。それは、市長自身に別の活用の考えがあることを皆知っていたため、誰も使わせろとは言えない建物だったのです。もっと早く言ってくれよという我々の心の声は、その活用を許された嬉しさにかき消されました。安住の地がようやく定まったのです。そこから潮の流れは一気に加速しました。

平成 26 年度には、有識者による公文書館設置懇話会を設置して意見を伺い、構想の熟度を高めながら、建物の基本設計を行い、その一方では、公文書館設置に向けた機運を高めるため、シンポジウムを企画しました。

平成 27 年度は、実施設計、職員研修のほか、11 月には全国歴史資料保存利用機関連絡協議会（全史料協）の全国大会を大仙市で開催しました。全史料協は、公文書館などの歴史資料に関する機関の全国組織で、その全国大会が公文書館の設置されていない地域で開催されるのはまさに異例でしたが、前館長の戸嶋明氏をはじめ秋田県公文書館の全面的な支援により実現することができました。そしてその際、市独自企画として、初代公文書管理担当大臣の上川陽子氏の講演会を開催しました。これには、御法川信英衆議院議員という同級生の助力をいただきました。

全史料協全国大会開催の効果は絶大で、全国の関係者がこぞって我々の応援団になってくれました。また、それまでなかなか理解を得られなかった議会や庁内での逆風はほとんどなくなり、予算や人材の獲得が楽になりました。特に、アーキビストという専門職の登用はこの事業にとって欠かせない要素のひとつと考えていましたが、それまで市では専門職の採用は前例がなく、ましてや当時、アーキビストは公的な資格でもなかった（令和 2 年度によようやく認証アーキビストという制度が創設されている。）ため、難渋していました。それもどうにか認めてもらえる空気が変わっていったのです。

平成 28 年度に改装工事を実施し、遅まきながら平成 29（2017）年 4 月にはアーキビストを採用して、陣容も整いました。そして、平成 29 年 5 月 3 日、大仙市アーカイブズはついに開館に漕ぎつけたのです。

開館記念式典には、当時の国立公文書館長の加藤丈夫氏や全史料協会長の定兼学氏をはじめ、全国から多くの関係者がお祝いに駆けつけてくださったことを懐かしく思い出します。

開館直後の 7 月には大水害に襲われ、浸水した保育園の資料レスキューなどにより、図らずもその存在意義を示し、平成 30 年度には明治 150 年関連事業で中心的役割を果たし、その存在感を示してくれました。

また、大仙市アーカイブズの父とも慕う黒澤三郎氏が令和 4 年 3 月 17 日に逝去されたことは大変残念なことでした。

開館 5 周年を迎えたいま、これまでお名前を挙げさせていただいた方々に限らず、公文書館設置懇話会（開館後はアーカイブズ運営審議会）の委員、古文書ボランティアなど関係してくださっている皆様、そして全国にいる公文書館仲間の皆様に改めて感謝を申し上げたいと存じます。

今後を展望するにあたり、人口減少などの今日的な社会問題に対し、産学官金労言の協働、そして何よりも住民の参加が必要と考えます。これまでの行政を検証し、その反省や教訓を踏まえることが重要で、そのため、アーカイブズは大きな役割を果たすことになります。

これまでの行政が何をやり、何をやらなかったのか。それはなぜか。このような疑問に答えるために、過去の記録は広く公開され、利用されなければなりません。そこには、学ぶべき先人の知恵もあるはずで、これらを共有することが大事です。これまで、そしてこれからの記録は、後世の市民に検証され、その行いが批判にさらされるかも知れません。しかし、記録を残し、利用に供したことは、評価されると確信しています。アーカイブズは、私たちの子どもやその後の世代のためにこそあります。

5 周年の感慨に浸っている暇はありません。アーカイブズには、やらなければならない仕事がいっぱい山積しています。

IV 論文

評価選別業務における過去実績の分析とマクロ視点の導入

—大仙市を事例として—

蓮沼 素子（大仙市アーカイブズ/アーキビスト）

はじめに

東北初の市町村公文書館である「大仙市アーカイブズ」が開館して2022年5月で5年が経過した。準備段階から試行錯誤しながら進めてきたアーカイブズ業務は、これまでの取組みから実践の積み上げによる効率化を図るとともに、そこから見えてきた課題を整理して次の5年に生かす時期にさしかかっていると言える。また、同年4月から導入された電子公文書の評価選別をどのように行うか、という将来的な課題についても検討する必要がある。

こうした視点から、本稿では大仙市におけるこれまでのアーカイブズ業務に関する取組みのうち評価選別に焦点を当て、方法論、実践分析、課題の抽出をとおして、国内外におけるこれまでの評価選別方法を参考に大仙市の業務をあらためて確認し、大仙市アーカイブズの現状を明らかにすることを目的としている。さらに、電子公文書の評価選別に向けて、紙媒体の評価選別実績の分析を生かしつつ、電子システム上で行われる評価選別に適した方法についても検討してみたい。

1 海外における評価選別方法論の展開

評価選別とは何か。

石原一則は「アーカイブズにおける評価選別とは、記録の保存または廃棄の決定を選択することである。保存が決められた記録はアーカイブズの保存庫に移されるが、廃棄が選択された記録は抹消される。もちろん、このアーカイブズにおける評価にも公正性と合理性が求められ、そのために評価選別に先行してその基準が用意されるものである。」¹と述べている。つまり、作成された組織記録を評価基準に照らして評価し、保存か廃棄かの処分を決定して、その後の処理を実施する行為が評価選別である。

アーカイブズにおける評価選別を考えると、日本に先行して発展してきた欧米諸国において、これまでどのように評価選別方法論が展開してきたのかを見ておく必要がある。

ヨーロッパではフランス革命以降、民主主義国家としてナショナル・アーカイブズを設立し、その専門職としてアーキビストが誕生した。そうした中で、評価選別論が議論されていく。ドイツでは、アーキビストが評価選別を主導すべきであることを唱え、20世紀前半に行政組織の階級（レベル）に従って記録の価値と優先順位を判断する「行政体レベル論」が展開された²。

同じヨーロッパでもイギリスでは、ヒラリー・ジェンキンソンが、記録の普遍性と真正性という視点から公的記録の証拠性の維持やその保護を唱え、記録作成当事者が記録の評価を行い、アーカイブズの役割は「モラル・ディフェンス」（普遍性と真正性の保護）にある、とした³。しかし、ジェンキンソンの提唱は、第二次世界大戦後にはイギリス国内からも批判され、現在のイギリス公記録法では、公記録に責任を有する機関がイギリス国立公文書館または指定保存施設において永久保存すべき記録を選定することになっているものの、公記録管理の最高責任者はイギリス国立公文書館の最高経営責任者兼館長であり⁴、アーカイブズの役割は評価選別において各政府機関が評価選別するための方針を示し、各機関が行う評価選別をサポートする規定となっている⁵。

一方、アメリカでは、セオドア・シェレンバーグが提唱した記録の二つの価値（「一次的価値」と「二次的価値」）から評価選別を行う方法論が登場し、世界中のアーカイブズの評価選別論に大きく影響を与えた。一次的価値とは記録作成段階から付与されている価値のことで、作成組織にとっての価値である。二次的価値は、さらに証拠価値と情報価値に分けられ、組織と機能の真正で適切なドキュメンテーションの証としての情報を証拠価値、作成組織以外の組織・個人・場所・事件などに関する情報を情報価値と捉えている⁶。一次的価値は作成者側の価値、二次的価値は利用者側の価値、と言い換えることができるかもしれない。このような二つの価値のうち一次的価値を作成組織が評価し、二次的価値をアーキビストが評価する、というシェレンバーグによる評価選別の考え方は北米を中心に世界中の英語圏の評価選別方法に波及していった。

そして、電子記録が大量に生み出され始める1990年代になると、社会的価値を重視し、組織の機能・活動分析によるプロセスを重視した評価選別論が登場する。マクロアプレイザル論である。

最初に本格的なマクロアプレイザル戦略に取り組んだのはカナダである。カナダにおける戦略は、当時のカナダ国立公文書館アーキビストであったテリー・クックが1980年代からマクロ視点によるアーカイブズの評価についての理論的論考を示し、それを実務的に落とし込んだものである⁷。

マクロアプレイザルは、出所を基盤とするアプローチであり、記録の作成と同時代における利用の社会的コンテキストが、記録の相対的価値を明らかにすると考え、機能分析をとおして記録作成のコンテキスト全体を把握する方法論である。オランダでもカナダと同時期に PIVOT プロジェクトの中でマクロアプレイザルを採用したが、記録を作成する政府の機能・業務・活動を重視するものであった⁸。

こうした中で、カナダやオランダの方法論を調査して、1999年にマクロアプレイザルを採用したのがオーストラリア国立公文書館である。オーストラリアでは、DIRKS と呼ばれるレコードキーピング・システム的设计・実装のための方法論が開発され、オーストラリア政府全体ではマクロ視点での機能分析、部局では DIRKS による機能分析が行われ、機能・活動に基づく評価選別が実践された⁹。

このような動向は、ドイツやニュージーランド、イギリス、韓国などの評価選別論・方針に影響を与え、現在の電子記録の評価選別方法論において主流な考え方となっており、同時期には日本においてもその内容が紹介された¹⁰。さらに、国や地方公共団体のアーカイブズ機関における調査研究は行われたが¹¹、日本では本格的には実施されていないのが現状である。では、日本においてアーカイブズ機関における評価選別はどのように行われてきたのだろうか。これまでの潮流と現在の課題について簡単に確認しておきたい。

2 日本における評価選別方法論の整理

日本において、アーカイブズ機関における評価選別（収集）基準の原則を確立したのは埼玉県立文書館だと言われている¹²。埼玉県立文書館では、当初、収集基準の原則と大綱を定め、公文書の評価選別を実践してきた。現在は、「歴史的資料の基準」と基準に基づく「細目・例示」を参考にして評価選別を実施している¹³。以降、全国の公的アーカイブズ機関においては、基準を策定して評価選別を実施するのが標準的な方法として定着していると言える。

太田富康は全国の評価選別基準を分析し、基準には3階層のレベルがあり、第1レベルは原則、第2レベルは基準、第3レベルは細目基準であると指摘している¹⁴。特に第2レベルには2種類の基準があり、一つは文書情報の内容から具体化して規定するもので、もう一つは行政行為や分野から類型化するものであると言う。埼玉県の評価基準は行政行為や分野から類型化したものであり、多くの地方公共団体の設立するアーカイブズ機関において採用されている基準である。

このような各アーカイブズ機関における基準策定とは別に、群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会（以下、群文協とする）によって、アーカイブズ機関を持たない地方公共団体の公文書の評価選別のための基準として「公文書等選別収集基準ガイドライン」（暫定版）¹⁵が提示されるなど、これからアーカイブズ機関を設置もしくは機能を整備する地方公共団体において参考となる基準のガイドの策定が進められた。視点を変えると、評価選別の標準化が図られていると言える。後述するように、当館においても群文協が策定した「公文書等選別収集基準ガイドライン」（第2次改訂版）を参考として評価選別基準を策定した。

では、上記のような基準を策定すれば、誰でも評価選別ができるのだろうか。

水口政次はアーキビストの専門性について「専門職としてのアーキビストの必要性が問われてくる。評価・選別マニュアルがあれば、誰でも評価・選別できるという問題ではないからだ」¹⁶と述べている。ここで提示されている必要性、つまりアーキビストが果たす評価選別における専門的な役割とは何だろうか。

第一に、行政職員が評価選別を担当した場合に行政側の視点が強く反映される、という点が挙げられる。前節で述べた一次的価値＝行政側の価値で評価選別が行われることになる。第二に、たと

例えば行政経験のない歴史学などを学んだ学芸員が評価選別を担当した場合には、二次的価値＝利用者側の視点で歴史的な資料が評価選別の対象になり、ジェンキンソンが言う「将来の需要予測に基づく」評価選別に主眼が置かれて評価が行われることになる。

これらの2つの視点は必ずしも間違った視点ではないが、それぞれの視点に偏った場合にはどちらかの視点が抜け落ちて行政の事務事業を検証するための記録が不足する、あるいは利用者ニーズに対応できる歴史的価値のある資料が廃棄されてしまうかもしれない。ICAが定めたアーキビストの倫理綱領第4項においても、「アーキビストは、資料を作成並びに収集した人物又は機関の活動についての、必須の証拠を守り、かつ研究動向の変化を念頭におきつつ、その資料を保存するか廃棄するかを選別を行わなければならない」としており¹⁷、活動の証拠性と研究動向（＝利用者ニーズ）の両方に目を配ることが求められている。

また、資料の内容的価値に視点を当てると、証拠的価値と情動的価値の二つの価値の視点から記録を評価選別する基準を持つ必要があると考えられる¹⁸。ここでも二つの視点が相対する構造になっているが、やはり前述のシェレンバーグのいう一次的価値と二次的価値同様に、一つの資料が両方の価値を持つ場合もある一方、公文書が持つ公的手続きを経た記録だからこそ維持される真正性を持つ証拠的価値の意味は大きく、公文書の評価選別論における証拠的価値はより重要な評価軸であると言える。

このように考えると、二つの相反する視点で公平かつ第三者的立場から判断し、業務を遂行するのが評価選別におけるアーキビストの役割である、と言える。

ここまで見てきたように、日本における評価選別方法は、埼玉県に代表されるような評価選別基準の策定を基本とし、アーカイブズ機関がない場合であっても、アーカイブズ機能を整備する場合には、基準を策定することが推奨されている。実際に、多くの地方公共団体や歴史公文書等を保存している機関において実践されてきた。

一方で、多くのアーカイブズ機関において評価選別基準を策定しているものの、日本のアーカイブズにおける評価選別論では事例の紹介や各機関の分析にとどまっている場合が多く、公的アーカイブズ機関の設立が増加する近年では日本における評価選別基準全体の評価や分析には展開していない¹⁹。この問題は、公文書管理法以降の評価選別方法の具体的な論考が少ないことに起因しているのではないだろうか。そのため、より多くの事例紹介や分析が行われことが必要であり、本稿もその一端を担うことを念頭に、次に大仙市における評価選別事例を詳細に検討してみたい。

3 大仙市における評価選別の事例分析

これまで見てきたように、日本における評価選別方法は評価選別基準の策定と基準に基づいた評価選別実践が基本となっている。大仙市においても、こうした日本の潮流を受け、先進アーカイブ

ズ機関の一つである神奈川県立公文書館や県内の先行機関である秋田県公文書館の事例を参照し、群文協が策定した「公文書等選別収集基準ガイドライン」(第2次改訂版)を基本として評価選別基準のたたき台を作成、大仙市公文書館設置懇話会での議論を経て、現在の評価選別基準を整備した。以下では、整備した評価選別基準とそれに基づく評価選別方法を分析し、大仙市における評価選別の現状と課題を明らかにする。

3. 1 評価選別の導入

大仙市では2005年3月に8市町村(大曲市、神岡町、西仙北町、中仙町、協和町、南外村、仙北町、太田町)が合併してから2022年度3月までの17年間において、公文書管理システムは導入していたものの、公文書は紙決裁を基本として、物理的にも紙媒体で管理してきた。このため、大仙市における評価選別は準備室段階から紙ベースで検討・実践されてきた。

開館に合わせて制定された例規のうち、評価選別に関わるものは以下のとおりである。(詳細は年報の付録を参照)

- 1 大仙市公文書管理規則(第51条第1項)
- 2 大仙市公文書評価選別要綱
- 3 大仙市公文書評価選別細目基準
- 4 大仙市公文書評価選別実施要領

上記に挙げた関係例規のうち、大仙市公文書評価選別実施要領では、中間書庫へ引継ぐ際の現用価値の問題とアーカイブズ価値による評価の2段階に分けて価値判断を行うことが明記されている。ここでいう現用価値での評価とは「文書の性質により保存期間を設定する一次選別を主務課職員が行う」ことである²⁰。しかし、実際には現用価値における保存期間の設定は文書が作成される段階で行われており、中間書庫に引き継がれる3年目を迎える前に保存期間が満了する1年保存文書のみが主務課による評価選別対象となる。このため、同要領には主務課が1年保存文書の評価選別を行う際の注意点と引継ぎについても示されている。そして、公文書館等(大仙市アーカイブズ)へ引継ぐための評価選別を二次選別として位置づけ、アーカイブズ価値による評価選別を総務課職員(=アーカイブズ職員)が行うことが定められている。

評価選別基準は二段階で定められており、大枠を定めた要綱とその細目基準である。アプレイザルポリシーに当たる部分が要綱第2条であり、以下の(1)～(7)の方針が示されている。

- (1) 市の全体的な状況が把握できるもの
- (2) 長期的又は継続的に地域の歴史の流れがわかるもの
- (3) 市の特色ある事象が明確になるもの
- (4) 市民の権利を将来に渡って保証するための証拠となるもの

- (5) 市の事業を跡づけ、市民が検証する対象となるもの
- (6) 残存文書が少ない時期のもの
- (7) 公文書館等と協議のうえ総務課長が定めた特別に評価すべき特記事項に関するもの

また、30年保存文書と昭和の市町村合併以前の公文書についてはすべて移管を原則とし、広報写真や自治体史編さん事業にかかわる公文書及び寄贈資料も移管対象となっている。

一方で、それ以外の公文書については、(1)市民生活の推移が歴史的に跡付けられる公文書、(2)市政の推移が歴史的に跡付けられる公文書、これらの視点から11の細目基準に従って評価選別して移管公文書を決定する。細目基準は以下の(1)～(11)である。

- (1) 制度及び組織に関するもの
- (2) 選挙及び人事に関するもの
- (3) 事務事業に関するもの
- (4) 議会、各種審議会等及び陳情、請願等に関するもの
- (5) 財務に関するもの
- (6) 争訟に関するもの
- (7) 儀式及び表彰に関するもの
- (8) 事件、事故、災害等に関するもの
- (9) 市内の史跡、文化財等に関するもの
- (10) 外国及び外国人に関するもの
- (11) その他重要と思われるもの

公文書館設置懇話会の議事録を確認すると、当初、群文協が「公文書等選別収集基準ガイドライン」(第2次改訂版)で示した26項目の細目基準を検討していた。しかし、懇話会委員からの意見で「1から26まで並んでいるが、(中略)市民としては、とてもこの26個の基準というのは、見きれないと思う」という意見があり、要綱との整合性などについても議論された結果、最終的に現在の11項目となった。

また、公文書管理規則第51条第1項の規定では、総務課長と公文書館等を所管する課長(=総務課長)が協議の上、先に提示した基準により評価選別し移管することが定められている。つまり、現段階では大仙市における評価選別の実施主体は大仙市アーカイブズが所属する総務課となっている。また、評価選別の結果廃棄と判断された公文書は、市長決裁を得て廃棄しなければならない仕組みを導入している。

では、こうした例規の整備と評価選別の仕組みを導入した大仙市では、実際の評価選別をどのように行っているのだろうか。次に、具体的に大仙市で行っている評価選別について確認し、その方法について検討を加える。

3. 2 評価選別方法の分析

筆者が大仙市の評価選別を担当した平成28年度末保存期間満了文書から令和3年度末保存期間満了文書の6年間の実績から、3年・5年・10年保存文書を対象に大仙市における評価選別方法を分析し、大仙市における評価選別の特徴と課題を抽出したい。

はじめに、評価選別の年間スケジュールを確認しておく。大仙市では、保存期間が満了する直前の1月～3月に本庁文書庫（中間書庫機能）で管理されている有期限文書の評価選別を実施し、移管となったものはこの段階で現物はアーカイブズへ移管する。アーカイブズによる評価選別結果のリストを各課文書主任が確認し、各課の意見を聴取した後²¹、最終的な評価選別結果を確定し、廃棄予定文書についてはアーカイブズが起案して廃棄決定の市長決裁を受け、決裁文書に記載された予定日（保存期間満了後の5月）に総務課において廃棄を実施する。移管する文書については、総務課長決裁で移管を決定している。

本庁文書庫以外で管理されてきた公文書については、本庁各課及び大曲地区の出先機関については6月、各支所及び大曲以外の各地区の出先機関については10月～11月頃に、本庁文書庫と同様に評価選別、各課からの意見聴取、移管、廃棄を実施している。

本庁文書庫を事例に評価選別方法を具体的に見ていこう。本庁文書庫では、3年・5年・10年²²保存文書が管理されている。これらの公文書は、作成から3年目の5月²³に総務課へ引継がれ、本庁文書庫（中間書庫機能）に移管される。その際に、総務課文書法制班及びアーカイブズの職員によって、ファイルの形式・保存期間の設定・システムによる箱詰めの確認が行われ、以降はシステム上で割り当てられた場所で保存期間が満了するまで管理される。これらの公文書は、保存期間満了時には基本的には同じ作成組織・作成年・保存期間のファイルが同じ箱で管理されているため、箱単位でチェックしながら評価選別作業を実施することになる。

次に、実際の作業の流れを見てみよう。基本的には筆者と他のアーカイブズ職員の2人1組で現物を確認しながら評価選別を実施している。対象文書リストは当初、保存期間満了予定リストのみの機能であったが、4年目から過去の評価選別結果や備考欄を追加し、過去の評価実績とその理由を一瞥できるリストに変更した。変更した理由としては、①過去の評価実績を参考にするため、②新たに移管あるいは廃棄と判断した理由のメモ、③サンプリング評価（数年に1回移管対象とする、1回だけ移管対象とする、など）のメモ、などを備考欄に書いておくと評価選別作業の効率化が図られると考えたからである。実際に、筆者が以前勤務していた宮城県公文書館では、数年分の評価選別結果のリストを作成し、それを参考にして評価選別を行っていた。この方法が有効であったと考え、大仙市にも取り入れたものである。

このリストを見ながら、実際に1冊1冊の公文書の内容に目を通して、評価選別を実施するが、この際に、ファイルの保存期間と1件ごとの保存期間が合致しているかどうかもチェックを行って

いる。ファイルの保存期間が評価選別対象であっても、編綴されている1件ごとの文書保存期間が異なる場合は、ファイル全体の保存期間を変更する、あるいは対象文書のみファイルから外して該当するファイルに編綴し直すなど、個別に判断している。また、公文書管理規則に示されている公文書の保存期間と異なる保存期間を設定している場合には、ファイル単位で保存期間の修正を行うことになる。つまり、大仙市において評価選別は保存期間とファイル選択が適正かどうかのチェック機能も有していることになる。

こうして評価選別を実施し、移管と判断した公文書については前述のとおりアーカイブズへ移管となり、廃棄と判断した公文書については各課の意見を聴取して、再度、アーカイブズにおいて移管か廃棄かを判断することになる。この場合、各課から聴取した意見について、1で述べた一次的価値・二次的価値の両視点においてアーカイブズ価値を有するかどうかにより、移管か保存期間延長かの再判断を行う。これは、一時的な業務価値により作成課の希望のみで移管判断が行われなようにするための仕組みであり、作成課の意見は参考意見に止め、アーカイブズ価値の有無をアーカイブズが判断し直し、業務のみで有期的に必要な場合には各課へのアドバイスをを行い、現用文書として保存延長とすることとしている。ここに大仙市の特徴があると言える。

これまでの評価選別結果は、令和元年度未満了以前に本庁文書庫及び本庁各課執務室で管理されていた公文書は毎年2,500～3,500冊あり、そのうち8～17%を移管と判断していた。一方、令和2年度未保存期間満了文書から支所など大曲以外の各地区の公文書を定例の評価選別対象としてからは、評価対象は年間約8,000冊、移管率は全体で4～6%となり、本庁機能業務から作成される公文書の移管率が大きいことがわかる。

一方で、支所及び各地域の公文書においては本庁機能の部署に原本がある公文書が多く、移管対象となる公文書は地域の特色ある活動に関わる公文書などに限られる。そのため、前述のサンプリング評価対象となるものは、支所及び各地域の活動のうち定例的な活動で数年に1度移管とするような地域独自の活動に関する公文書の割合が高い。

以上のように、大仙市における評価選別の方法を確認したが、大仙市における特徴は現用文書管理の最終的なチェック機能を有している点、保存期間を超えて業務利用する公文書の永続的あるいは有期的な必要性の判断やアドバイスをアーカイブズが実施している点、公文書管理条例は制定していないものの、廃棄には市長決裁を必要とし、公文書の廃棄に市長が責任を持っている点などが挙げられる。また、長期的に地域の活動記憶を保存するための工夫として、サンプリング評価を導入している点も大仙市の評価選別として特筆すべき点であろう。

3. 3 分析結果の評価と課題

3. 2で見てきたように、大仙市では評価選別時に現用段階での保存期間やファイル選択が適正

に行われているかをチェックできる仕組みが機能していると評価できる。一方で、評価選別の際に変更するファイルが多く見られ、作成時に適正に公文書を作成していない、とも言える。

この問題は、次に取り上げる電子公文書導入にも大きく関係してくるが、電子公文書管理システムの場合に、ファイルに収納されているすべての事案の内容や本来の保存期間までチェックするのは難しい。一方で、ファイル選択さえ間違わなければ、物理的なファイル編綴の間違いは起こりにくい。つまり、電子公文書では、これらの課題を作成段階でチェックできる仕組みを導入することが有効であり、公文書管理システム自体に何かしら工夫する必要があると考えている。たとえば、ファイル選択時に件名から過去のファイル選択事例が参照できるなど、職員がスムーズに適正なファイルを選べるようなシステム構築が求められる。

また、サンプリング評価は、これまで毎年移管対象としていた公文書を4年目の見直しにより、定例的なもので毎年移管する必要はないが、地域の動きがわかるような活動（地域の文化祭や運動会、敬老会など）は、サンプリングとして定期的に移管とする方針を打ち出した。これにより、5年あるいは10年ごとの動きを追うことで、長期的に見ると地域活動の動きが見えてくるのではないかと考えている。

このように、限られた収蔵スペースで地域の特徴的な活動記憶を残していくためには、サンプリング評価という手法は有用であると考えている。NARA（米国国立公文書記録管理局）では、全体からランダムにサンプリング評価をしていると言うが²⁴、大仙市のような小規模な地方公共団体では文書量も限られており、全体的なサンプリングはあまり有用ではない。内容を限定したサンプリング評価の実績を積み上げていくことで、小規模な地方公共団体の特徴的な活動を残すための方法論に昇華させられるかもしれない。今後の課題としたい。

3. 2において、市長決裁による廃棄の仕組みを大仙市の特徴として挙げているが、条例を制定していないにも関わらず、この仕組みを導入したことが特徴ではあるものの、「公文書管理条例」制定は今後の課題として残されている。市民の知る権利を保障し、公文書管理の適正化と行政の透明性をより一層促進するためには、条例化は不可欠な要素である。次のステップに向けて検討していく必要がある。

4 電子公文書の評価選別に向けたマクロ視点の導入とレコードスケジュール

ここまで、紙媒体の公文書をベースとして、大仙市アーカイブズ開館から6年分の評価選別方法と実践の事例分析を行ったが、電子公文書でも同じ方法論で対応できるだろうか。

大仙市では電子公文書の作成が2022年4月からはじまったばかりであり、その実績はない。しかし、電子公文書を紙媒体の公文書と同様の方法で評価選別を実施するのは難しいのではないかと考えている²⁵。その理由は、第一に膨大な数の添付資料が電子公文書管理システムに保管されて

おり、それをデバイスで読み込み、頁をめくる作業は紙媒体と比較して時間を要することが予想される。これまでの紙媒体の公文書の評価選別では、3.2で見てきたように保存期間満了前の3か月間で評価選別を実施してきた。本庁文書庫に保存されているものはこの段階ですべてチェックするが、評価選別だけではなく適正な保存期間かどうかのチェック、適正なファイル選択かのチェックなどが行われている。電子公文書について実際の作業を想定してみると、これらの作業をこの期間で同時に行う場合、紙媒体の場合は一度にすべての情報が見られるが、メタデータ情報と添付ファイル情報が別々のデータで保存されている電子公文書では、少なくとも2種類の確認作業が発生することになる。その想定だけでも2倍はかかる、ということになる。そのほかの物理的な操作時間を考えると、何倍の時間がかかるか予想が難しい。

第二に、電子公文書を全面導入したものの、人事など一部は紙決裁文書が残り、一部はシステム登載容量の関係で紙回付を行っているため、電子決裁システムと紙媒体での管理という物理的に違う方法を用いることになる。これでは作業は煩雑になり、電子決裁システム上の情報と紙媒体の公文書が別々に評価選別されてしまう可能性さえあるのではないかと考えている。

こうした実務上あるいは物理的な問題を解決するため、前述のように海外では公文書1冊ずつの評価選別ではなく、マクロな視点による行政機関の機能に基づいた評価選別(マクロアプレイザル)を実践している。ここでは、その視点を取り入れた場合の評価選別方法について検討してみたい。

日本においてこれまで、マクロアプレイザルの視点を取り入れた評価選別の研究は、オーストラリアのDIRKSマニュアルを適用した研究が主であり、公的アーカイブズ機関では広島県立文書館の検討事例が詳しい²⁶。広島県ではDIRKSマニュアルの8つのステップ²⁷のうちA～Cまでの3段階を実施し、現行のファイル管理表と比較してレコードキーピング要件と適合しているかの確認を行い、問題点を明らかにして、試行的にレコードスケジュールの検討を行っている。

また、独自に評価選別業務と整理業務をシリーズ単位で実施しているのが沖縄県公文書館である。このシリーズとは、評価選別の際に事務事業を細分化した評価選別の単位のこと、シリーズはいくつかの文書類型で構成され、この文書類型が公文書の処分を決定する最小単位となっている²⁸。このシリーズを体系化して沖縄県の文書管理システムへ導入することも展望されており、業務の主体となるシリーズを前提として公文書が作成され、文書分類とシリーズが紐づけられることが想定されている²⁹。公文書1点ごとではなく業務単位で評価選別し体系化しようとする視点は、マクロアプレイザルに通じるものがある。

こうした背景から、行政機関における機能分析あるいは業務単位に基づいた評価選別におけるレコードスケジュール設定の有効性は、特に電子公文書においては有効であろう。一方で、日本ではこれまで試行されたものの本格的には導入されておらず、カナダでは導入までに10年近い試行錯誤が行われたことから³⁰、機能分析の実践は容易ではない。実際に筆者も江東区の総務部を対象

に機能分析を行ったことがあるが、総務部の試行的検討だけでも半年の時間を要した³¹。将来的には機能分析は欠かせない要素であるが、差し迫る電子公文書の評価選別方法においては現実的ではないだろう。しかし、前述のようにこれまでの実績の積み重ねのボトムアップ方式での評価選別もまた時間効率の問題から現実的とはいえない。

そこで検討したいのが、紙媒体における評価選別結果を反映させたマクロ視点によるファイル単位でのレコードスケジュール設定である。マクロアプライザルとまではいかないが、紙媒体のように1冊単位で評価を実施するのではなく、これまでの紙媒体における評価選別実績を分析してマクロな視点に落とし込み、大仙市の業務・活動のうち移管対象となる業務・活動を特定し、その業務・活動の中で作成されるファイルをレコードスケジュールにおいて作成段階から移管とする方法である。この場合、ファイルが複数存在する場合にすべてのファイルを移管設定するのではなく、その業務の主要なファイルをさらに特定し、庶務的な公文書とは区別することも求められる。

たとえば、総務課で毎年移管となるファイルは「庁議関係書」「事務事業評価関係書」「引継書」「人事考課関係書」の4冊である。総務課の業務のうち庁議、事務事業評価、事務引継、人事考課はレコードスケジュールの処分が作成段階から「移管」となる業務であると特定できる³²。

そのほか毎年ではないが年によっては重要な案件があり移管となるファイルに「情報公開関係書」「固定資産評価審査委員会関係書（審査事件）」などがあり、これまでも数年に1度移管としてきた実績がある。このように年によって重要案件が含まれるファイルを特定しておき、作成段階では移管とせず、保存期間満了前の早い段階（保管がはじまる作成から2年目が望ましい）に内容を確認してレコードスケジュールの処分を「移管」に変更することも、保存期間満了前の評価選別の作業量を減らす工夫につながる。

つまり、レコードスケジュール設定・修正を3段階とし、作成段階での移管設定、作成から早い段階での移管設定を行い、3段階目ですでに処分が決定しているものを除いたファイルの移管・廃棄決定を実施するのが有用ではないだろうか。また、これまでの評価選別実績から移管実績のあるファイルの保存期間設定を5年以上とし、3段階目の最終の処分設定の対象を5年以上のファイルに限定することも、電子公文書の評価選別の効率化には不可欠な視点であると考えている。

このためには、作成段階で重要な公文書は3年保存以下のファイルを選択しないよう、文書主任会議や研修等で徹底していくとともに、公文書管理システム更新の際に、前述のように過去のファイル選択事例が参照できる、あるいは件名から5年以下の保存期間を選択できないようにするなど、職員が適正なファイルを選べるようなシステム構築が不可欠となる。

おわりに

大仙市アーカイブズにおける評価選別方法を、これまで実施されてきた評価選別論を参考に、例

規及びそれに基づく実践内容を検討し、大仙市が置かれた現在地を明らかにした。紙媒体における評価選別では、現用文書管理における保存期間・ファイル管理の適正化に寄与していると評価することができた。

一方で、今後の電子公文書管理における評価選別方法には、物理的な媒体の問題、そこから派生する確認方法の問題などから、紙媒体による評価選別方法をそのまま当てはめることはできない。そのため、これから行われる電子公文書の評価選別では、マクロアプライザル理論に基づいた機能分析とレコードスケジュール導入が欠かせないと言える。しかし、その実例は少なく、目の前に迫る電子公文書の評価選別に対応するため、紙媒体の実績を反映させたマクロな視点による大仙市の重要な業務の抽出と、その業務単位でのレコードスケジュール設定を検討した。

しかし、上記で検討した評価選別方法をスムーズに実施するためにはシステム的な要件が不可欠であり、また、アーカイブズの普遍性と真正性を担保するための管理・移管システムの構築は重要な要素の一つであるが、その要件については検討課題として残されている。特に、電子公文書の長期保存フォーマットへの対応と紙媒体の電子化公文書の原本性の保証、電子公文書の真正性の維持のためのスキーム、電子公文書のアーカイブズ移管時に必要な要件の検討は不可避であるが、現段階では検討されていない。

そのため、2022年4月の電子公文書システム導入に際して登録公文書はPDF/Aを推奨しているが、現段階では必ずしもPDF/Aに変換できるソフトウェアを搭載したPCを全職員が使用していないため、PDFでの搭載も可能としている。最長30年後にアーカイブズへ移管される際に、作成段階の公文書の普遍性と真正性を担保し、かつ見読性を維持するためのシステム構築や更新が必要であり、大仙市のような小規模地方公共団体における予算規模で実施できる方法論の研究が求められている。今後の課題としたい。

註

¹ 石原一則「評価選別論の歩みと現在」『アーカイブズの科学』下巻、2001年、柏書房、106頁

² 安藤正人『記録史料学と現代』、1998年、吉川弘文館、232-233頁

³ 安藤正人「アーキビスト教育論」『アーカイブズの科学』上巻、2001年、柏書房、364-367頁

⁴ 白川栄美「Ⅱ諸外国におけるアーキビスト養成・認証制度 2 イギリス」『アーキビスト養成・認証制度調査報告書』、2019年、国立公文書館、21頁

⁵ 中島康比古「英国国立公文書館の新たな記録収集方針について」『アーカイブズ』50号、2013年、国立公文書館、52-56頁

⁶ 註1前掲論文、112頁

⁷ Cook, Terry. Macroappraisal in Theory and Practice: Original, Characteristics, and Implementation in Canada, 1959-2000. *Archival Science*.5, 2005, p.101-161.

⁸ テリー・クック（塚田治郎訳）「過去は物語のはじまりである—1989年以降のアーカイブズ観の歴史と未来へのパラダイムシフト」『入門アーカイブズの世界—記憶と記録を未来に—』、2006年、日外アソシエーツ、117-118頁

⁹ Cunningham, Adrian; Oswald, Robyn. Functions are More Equal than Others: The Development of a Macroappraisal Strategy for the National Archives of Australia. *Archival Science*.5, 2005, p163-184.

¹⁰ 中島康比古「マクロ評価選別の昨日、今日、明日」『レコードマネジメント研究』第57号、2009年、3-24頁

¹¹ 安藤福平「業務分析に基づく評価選別—広島県文書館の取り組み—」『広島県立文書館紀要』第10号、2009年、109-119頁のほか、田島知宏「機能別評価選別による行政文書の評価と選別—内閣府男女共同参画局を事例として—」『北の丸』第40号、2007年、88-111頁などの論考がある。

¹² 高野修『地域文書館論』、1995年、岩田書院、86頁

¹³ 太田富康「公文書管理法施行にあたって評価選別基準を考える—現状と比較から—」『文書館紀要』第24号、2011年、埼玉県立文書館、9頁

¹⁴ 註13前掲論文、8頁

¹⁵ 暫定版は平成19年に公表され、現在は第2次改訂版となっている

(<https://www.archives.pref.gunma.jp/storage/app/media/gunbunkyo/doc/gunbunkyo-4menu-2008.pdf>)

¹⁶ 水口政次「公文書の評価と選別の手法」註1前掲書、159頁

¹⁷ 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会。資料ファイル。全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 HP。<http://www.jsai.jp/file/archi.html>（2022年6月20日最終閲覧）

¹⁸ 岡本真奈は「評価・選別」にみる「歴史公文書」—大阪市における選別基準と歴史公文書判定の分析から（『平成26年度アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』、2015年、独立行政法人国立公文書館、89-130頁）の中で、「歴史公文書」とは何かという視点から大阪市における歴史公文書は「行政上の価値（さらに職務上の価値と市民的関心からの必要に分けられる）」と「歴史的文化的価値」の二つの価値が重なり合いながら重層的に作り上げられた概念であり、基準はそれを体現したものであると述べている。

¹⁹ 註13の太田の論考のほかは、広く日本全体の評価選別基準や方法論を比較検討した論考は、註16の水口の論考など公文書管理法以前のもが多い。近年、都道府県におけるレコードスケジュール導入の類型化を図った坂本昭彦の論考（「都道府県における公文書の評価選別方法の現状分析—「レコードスケジュール方式」導入状況の類型化による把握の試み—」『学習院大学人文科学論集』第30号、2021年、学習院大学人文科学研究科、135-170頁）など、実践方法の研究が見られ、また註18岡本の論考などをはじめ各機関の方法論の分析はいくつか見られる。

²⁰ 評価選別実施要領では、一次選別と二次選別としているが、一次選別は現用文書の保存期間設定のことを指しており、レコードスケジュール設定のことではない。レコードスケジュールを導入する際には、評価選別実施要領の改正を検討すべきではないか、と考えている。

²¹ 規則では各課の意見聴取は明文化されていないが、大仙市公文書評価選別実施要綱第3条において、

「総務課職員は必要に応じて主務課の意見を聴くものとする」と規定されている。

²² 10年保存文書は、令和元年度以降は中仙文書庫で管理しているため、将来的には本庁文書庫及び中仙文書庫での評価選別となる。

²³ 市長決裁を経て廃棄されたあとに空いた棚へ総務課に引き継がれた公文書を収納するため、本庁文書庫管理の公文書の廃棄日の翌日が書庫への搬入日となっている。

²⁴ NARAの国立公文書館HPの連邦政府記録管理のページには、連邦政府記録の目録・スケジュール・処分のためのガイドの中に、記録価値(Record Value)についての説明があり、ここではシリーズやシステム全体を評価する方法とは別に質的あるいは定量的なサンプリング評価についても選別技術として提示されている。(https://www.archives.gov/records-mgmt/scheduling/values#k)

²⁵ 筆者は前職である江東区公文書等専門員時代に、電子公文書の評価選別の方法論の検討を行ったが、紙媒体と違い電子媒体では検索キーワードで抽出して1件ずつ現物確認する方法は時間がかかるため、フォルダ別評価と機能分析に基づく文書分類・ファイル基準表の適正化及びレコードスケジュール設定について論じたことがある。(拙稿「江東区の機能分析と文書分類・ファイル基準表の適正化に向けてーフォルダ別評価の試行・電子公文書編ー」『江東区区政資料室年報 平成26年度』、2016年、江東区区政資料室、19-23頁)

²⁶ 安藤福平「業務分析に基づく評価選別ー広島県立文書館の取り組み」『広島県立文書館紀要』第10号、2007年、広島県立文書館、109-119頁や、荒木清二「DIRKSマニュアルの適用による業務分析とレコードスケジュール試案の作成ー広島県教育委員会文化財課を事例としてー」『広島県立文書館紀要』第11号、2011年、広島県立文書館、31-85頁などがある。

²⁷ DIRKSにおける8つのステップは、ステップA：事前調査、ステップB：業務活動分析、ステップC：レコードキーピング要件の特定、ステップD：現行システムの評価、ステップE：レコードキーピングのための戦略の特定、ステップF：レコードキーピング・システムの設計、ステップG：レコードキーピング・システムの実施、ステップH：実施後の再検討、となっている。その分析過程や国内での検討内容の詳細については、拙稿「江東区総務部における機能分析とシリーズ記述に関する基礎的研究」(『平成26年度アーカイブズ研修Ⅲ修了研究論文集』、2015年、独立行政法人国立公文書館、131-176頁)を参照のこと。

²⁸ 大城博光「公文書の評価選別ガイドラインの構築に向けた中間報告」『沖縄県公文書館研究紀要』第11号、沖縄県公文書館、2009年、71-86頁

²⁹ 吉嶺昭「文書引渡促進のための評価選別シート体系化について」『沖縄県公文書館研究紀要』第15号、沖縄県公文書館、2013年、51-56頁

³⁰ Badgley, Kerry; Meunier, Claude. Macroappraisal, the Next Frontier: An Approach for Appraising to Large and Complex Government Institutions. *Archival Science*.5, pp261-283.

³¹ 註27前掲論文

³² 30年保存文書は要綱で定められた基準によりすべて移管の方針であるが、実際の内容を確認すると10年以上の保存を必要とするだけの場合も多い。そのため将来的には要綱の改定を行い、30年保存文書も評価選別対象とし、最終的には30年保存文書を加えて分析する必要がある。

V 収蔵資料紹介

1 大曲地域

(1) 田口松圃家資料

大曲出身の田口松圃（たぐちしょうほ、1883－1956）は、東京専門学校（現早稲田大学）で政治経済を学びながら文科の坪内逍遙に師事し、帰郷後の明治39年に俳誌「まるこ川」、翌年文芸誌「白虹」を創刊した。高浜虚子、柳田国男、河東碧梧桐など、多くの文人達と交流があったことのわかる書簡や手記などが多数残されている。

松圃は、大曲町長（大正14～昭和6年）や県会議員（昭和12～14年）のほか、仙北新報社（現在の秋田民報社）社長も務めた。

田口松圃日記

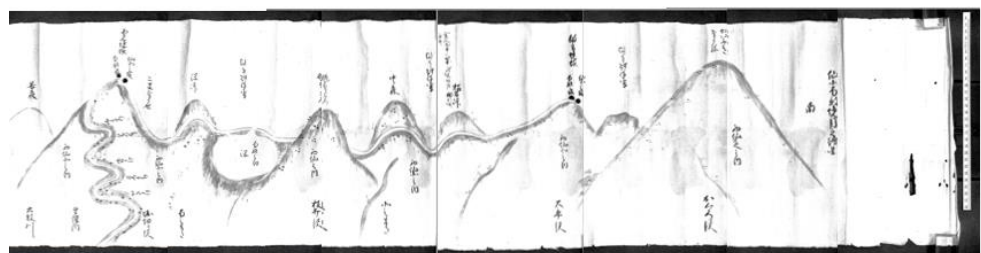
（資料番号：田口松圃家資料 001～032（仮））
22歳だった明治39年から72歳で亡くなる昭和31年までの日記。



(2) 高階家文書

藩政時代に生保内の境口番所役人を務めた高階囚獄（ひとや）家の資料。南部藩との藩境を定めた絵図（寛文7年）のほか、佐竹入部の頃の一揆顛末や国境に関する経緯の覚書など、秋田藩政史の上でも貴重な資料群。

大曲に移住した明治以降に訓導を務めた花館小学校をはじめとする学校関係資料や大曲西根の絵図などのほか、収集資料としての田口松圃や榊田清兵衛に関する資料など、近代大曲に関する資料も多い。



仙北南部境目之絵図（資料番号：01_004_03_01）

(3) 井上一郎写真資料

大曲地域内小友出身の井上一郎（1904－1986）は、農村の姿を記録したアマチュア写真家。資料は、遺族から大仙市に寄贈されたアルバム、ネガなど。昭和20年代後半から昭和30年代の内小友や大川西根、花館、大曲など、高度経済成長を迎える直前の農村が記録された資料。



蛭川の渡し舟



金谷橋（現：花火大橋）



大曲駅前商店街

(4) その他（スキヤニング資料含む）

伊藤権三郎家文書、田口長右衛門家文書、桂太郎書簡、渡邊勝巳資料、川目分教場関連資料、渡辺淳治郎提供資料、井上家文書、四ツ屋村戦没者名簿、佐藤徳三郎資料、播摩家資料、大曲市航空写真、勝田橋関係資料、杉本勲写真資料、角間川本郷家資料

2 神岡地域

(1) 田宮利雄資料

国鉄職員として「秋田鉄道管理局史」の編さんや、機関紙・広報誌の編集に携わり、退職後は鉄道史研究家として数々の著作を残した神宮寺出身の田宮利雄（たみやとしお、1927～2015）の残した資料。

左：おぼえ書き帳 わが人生の航路 No.3

（資料番号：田宮 B-027-01〈仮〉）

右：おぼえ書き帳 わが人生の航路 No.7

（資料番号：田宮 B-027-02〈仮〉）



(2) 細谷蒼治ガラス乾板

神宮寺で写真師として活動した細谷蒼治が撮影した写真のガラス乾板。仙北郡役所から依頼された強首地震（大正3年）の被害状況をまとめた写真帳の原板や、仙北郡誌編さんに使用された写真のほか、プロマイドなども多数含まれている。



ガラス乾板



デジタル化



強首地震の際の救護所の様子

(3) その他（スキャニング資料含む）

齊藤善兵衛家文書、伊藤忠温資料、鈴木多郎兵衛家写真資料

3 西仙北地域

(1) 池田勘左衛門家文書

池田勘左衛門家は、郡内有数の富豪で近世には刈和野村肝煎も務めた。県会議員や衆議院議員のほか、県農会会長等を務めた池田亀治（1867-1934）の生家でもある。

資料は、近世以降の借用証券や耕地小作証券、地引絵図などが多く、地主としての池田勘左衛門家を伝える資料群といえる。池田亀治が関わったとみられる耕地整理組合や森林組合に関する資料や、刈和野町会議員時代の資料も残されており、池田亀治の足跡の一端を伺うことができる。

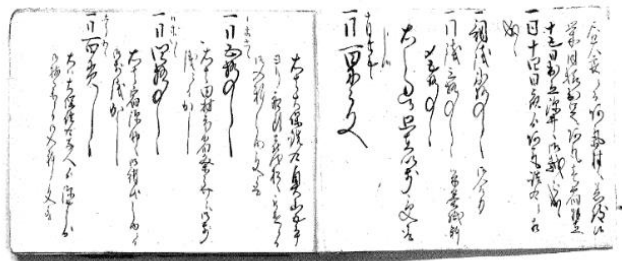
(2) その他（スキャニング資料含む）

小松三郎右衛門家文書、齊藤与左衛門家文書、今田修驗文書、伊藤重左衛門家文書、深浦武左衛門家文書、嵯峨八兵衛家文書、佐藤与惣右衛門家文書、小山田治右衛門家文書、山口茂右衛門家文書、刈和野内町文書、太田家資料

4 中仙地域

(1) 厚木家文書

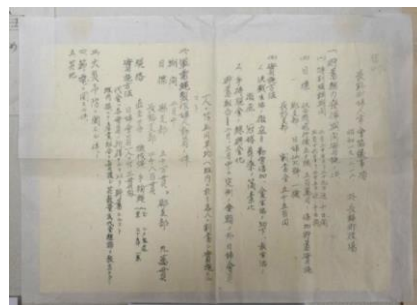
長野御役屋の常勤役人であった厚木慶蔵の天保年間の公私日記ほか、厚木家が所有していた近代資料など。



公私日記 弐番（資料番号：厚木家文書_1）

(2) 平瀬家資料

平瀬家は長野村の肝煎を務めた旧家。明治以降は、秋田県会議員、郡役所書記、さらには長野村の村長、村会議員、学務委員、秋田県種苗交換会評議員など地域の代表者としての顔も垣間見ることができる。そのほか、日露、太平洋戦時下の戦地からの便り、日の丸への寄書き、戦時中の婦人会活動の記録なども残されており、残された資料を通して江戸時代から戦前までの地域の歴史に触れることができる資料群。



長野町婦人常会協議事項（昭和 19）

(3) その他（スキヤニング資料含む）

佐川家文書、富岡喜左衛門家文書、竹内家文書、花津谷家文書、鈴木平右衛門家文書、仙北郡豊岡村沿革年表、奥羽本線・田沢湖線等列車運行図表、長野駅田沢湖線全通記念写真資料

5 協和地域

(1) 物部長穂関係資料

協和地域出身で、昭和初期の日本における水理学、土木耐震学の第一人者である物部長穂（もののべながほ、1888－1941）に関する資料群。研究資料として用いた学術誌及び自筆の研究ノートなど。



水理学原稿

(資料番号：貴 1-1223023)

(2) その他（スキヤニング資料含む）

船尾家文書、小林悦雄家文書、佐藤照雄家文書、鈴木五右衛門家文書、佐藤金右衛門家文書、進藤家文書、秋田戦争巻絵、小和田家文書

6 南外地域

(1) 渡部分水家資料

渡部家は南檜岡村肝煎を務めた旧家。分水は屋号。肝煎文書のほか、南檜岡村長を務めた渡部郁太郎の日記や、南檜岡の青年有志により明治 30 年に結成された「済々義会」の会誌などの近代資料も多い。

会誌には、野球のルール説明や、南檜岡倶楽部の試合結果などの野球に関する記述もあり、同家に残された明治 34 年の野球スコア（南檜岡倶楽部対秋田中学）とともに、秋田県の野球黎明期の資料群でもある。



済々義会々誌

第 1 号（明 30）から第 52 号（大 3）まで、途中 8 冊の欠本があるが、44 冊残されている。

(資料番号：貴 1-4241_001～貴 1-4242_044)

(2) その他（スキヤニング資料含む）

堀井家文書、永代地相渡田地証文之事、今野次郎写真資料

7 仙北地域

(1) 六郷役屋文書・親郷役所日記（池田孫左衛門家文書）

ア 六郷役屋文書

役屋文書と考えられる文書群。秋田藩は寛政7年(1795)9月、6郡(雄勝・平鹿・仙北・河辺・秋田・山本)に郡奉行を再設置した。それぞれの郡内には数箇所の役屋が設けられ、仙北郡では4か所(六郷・長野・神宮寺・角館)に役屋が置かれた。六郷役屋は、現在の美郷町のほぼ全域と大仙市の大曲地域四ツ屋地区、仙北地域全域、太田地域川口・永代地区を管轄した。

イ 親郷役所日記

六郷役屋管轄の村々の肝煎から選ばれた5人の親郷肝煎たちの業務日記であり、藩からの通達や地域の出来事が記されている。現在、文化10年(1813)の「四番日記」から明治2年(1869)の「八十六番日記」まで37冊が確認され、すべての日記には番号が付されている。



天保十三年庚三月吉日 五十三番日記

(資料番号：MII-16-4-1)

(2) その他（スキャニング資料含む）

後藤佐助家文書、小西七左衛門家文書、小西多五兵衛家文書、板見内耕地整理組合資料、出原家文書、茂木九郎左衛門家系図、草薙家文書、川越家資料

8 太田地域

(1) 高橋淳一郎資料

高橋淳一郎(1926-2012)は、太田町職員として社会教育や文化財行政、企画課長、総務課長を歴任。太田町史編さん事業(平成14年度～平成18年度)では民俗編の執筆を担当。

地域の様子を記録したポジフィルム及び地域の記録印刷物（行政刊行物含む）や同人誌などの図書資料、公民館事業の講話等を記録したカセットテープ・オープンリールテープ等の音声映像資料などがある。



田沢疎水で開拓される前の松林
(昭和 20 年代)





大曲駅（昭和 30 年頃）

(2) その他（スキャニング資料含む）

安達輝男家文書、大畑武家文書、金谷道男家文書、木元佐治兵衛家文書、草薙伝左衛門家文書、倉田政蔵家文書、小松与左衛門家文書、斉藤六兵衛家文書、佐々木工ツ子家文書、清水川昇家文書、鈴木馨家文書、鈴木正吾家文書、鈴木藤兵衛家文書、鈴木六右衛門家文書、鈴木六左衛門家文書、高貝武左衛門家文書、高橋昭博家文書、高橋市太郎家文書、高橋久四郎家文書、高橋茂家文書、高橋侃家文書、高橋伝兵衛家文書、高橋徹家文書、高橋仁左衛門家文書、長沢元家文書、真木右衛門家文書、小松七重郎家文書、盆の獅踊由来、鎌田旅館 30 周年記念写真資料

VI 5年間の歩み


1 事業年表

平成29年度	
年月日	内 容
H29/5/3	<p>大仙市アーカイブズ開館</p> <p>開館式（14:00） 次第：市長式辞、経過報告、感謝状贈呈、来賓祝辞、テープカット （終了後、施設見学）</p> <p>出席：120人（国立公文書館長、秋田県公文書館長、全史料協正副会長、 国・県・市議会議員、市民ボランティア等）</p> <p>開館記念講演会（16:00～17:00） 講師：定兼学氏（全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 会長） 演題：アーカイブズには『いのち』がしみこんでいる 会場：強首地区多目的研修施設（大仙市アーカイブズ近接）</p> <p>祝賀会（18:30） 会場：大曲エンパイヤホテル</p>
	
5/3～	<p>開館記念展示</p> <p>期間：平成29年5月3日～5月31日 会場：アーカイブズ展示室1・2 来場：474人</p>
	
5/3	大仙市アーカイブズ運営審議会設置
5/10～	<p>本庁文書庫評価選別（対象：平成29年3月31日保存期間満了）</p> <p>期間：平成29年5月10日～5月26日 移管：145冊 廃棄：1,962冊</p>

H29/6/20～	<p>展示「望郷写真展」</p> <p>期間：平成 29 年 6 月 20 日～9 月 1 日</p> <p>会場：アーカイブズ展示室 1</p> <p>来場：353 人</p>	
7/19～	<p>本庁各課評価選別</p> <p>期間：平成 29 年 7 月 19 日～8 月 8 日</p> <p>移管：18 冊 廃棄：422 冊</p>	
7/26～	<p>淀川保育園被災資料レスキュー活動</p> <p>期間：平成 29 年 7 月 26 日～平成 30 年 4 月 18 日</p> <p>経緯：平成 29 年 7 月 22 日から 23 日にかけての記録的な豪雨により、淀川保育園（協和地域）が水没。現用文書やアルバム等の被災資料レスキューを実施。</p> <p>対象資料：文書 125 冊、書籍 2 冊、冊子 2 冊、CD 8 枚、USB メモリ 2 本、卒園アルバム（冊子）19 冊、フリー台紙アルバム 2 冊、写真 1 箱、タイムカード（平成 23～29 年度分）</p>	 <p>乾燥の様子 ドライクリーニング 市民ボランティア</p>
9/27	<p>大仙市アーカイブズ運営審議会（平成 29 年度第 1 回）</p> <p>場所：アーカイブズ研修室</p>	
10/1	<p>住生活月間功労者表彰受賞（国土交通省住宅局長表彰）</p> <p>対象事業：空き家対策「大仙市公文書館（アーカイブズ）設置事業」</p>	
H29/10/12～	<p>秋田わか杉国体開催 10 周年記念企画展</p> <p>公文書から見る秋田わか杉国体</p> <p>－さらば、私たちのスギッチー</p> <p>期間：平成 29 年 10 月 12 日</p> <p>～12 月 27 日</p>	

	会場：アーカイブズ展示室 2 来場：258 人
10/24～	館外展示「記録と記憶の交差点 大仙市アーカイブズです！」 期間：平成 29 年 10 月 24 日 ～10 月 31 日 会場：秋田県生涯学習センター玄関ホール 
12/26～	ポスター展示「48（よんぱち）豪雪その時・・・」 期間：平成 29 年 12 月 26 日～平成 30 年 3 月 30 日 会場：アーカイブズ休憩室前壁面 来場：87 人
H30/1/19	西仙北支所評価選別 期間：平成 30 年 1 月 19 日 移管：56 冊 廃棄：154 冊
2/21～	本庁文書庫評価選別（対象：平成 30 年 3 月 31 日保存期間満了） 期間：平成 30 年 2 月 21 日～3 月 30 日、5 月 2 日 移管：207 冊 廃棄：2,029 冊
3/22	大仙市アーカイブズ運営審議会（平成 29 年度第 2 回） 場所：アーカイブズ研修室

- ・旧市町村永年文書の搬入 3,223 冊（大曲 3,223）
- ・地域史料の新規受入 資料群 2 件、資料数 2 点
- ・ボランティアによる資料整理作業 のべ 838 人

平成 30 年度	
年月日	内 容
H30/5/15～	〈大仙市「明治 150 年」事業〉 企画展①「戦争と人びと」 期間：平成 30 年 5 月 15 日～8 月 25 日 会場：アーカイブズ展示室 2 来場：398 人 

<p>H30/5/19</p>	<p>〈大仙市「明治 150 年」事業〉 ふるさと探訪講座①「部隊移動と戦闘から見た秋田藩戊辰戦争－古内左惣治隊を中心として－」 講師：畑中康博氏（秋田県立博物館） 会場：アーカイブズ研修室 参加：33 人</p> 
<p>6/7～</p>	<p>常設展「被災資料レスキュー」 期間：平成 30 年 6 月 7 日～令和元年 9 月 21 日 会場：アーカイブズ展示室 1 来場：1,185 人</p>
<p>6/16</p>	<p>〈大仙市「明治 150 年」事業〉 ふるさと探訪講座②「秋田藩をめぐる仙台藩・奥羽越列藩同盟の対応－情報・軍事を中心に－」 講師：栗原伸一郎氏（東北大学） 会場：アーカイブズ研修室 参加：45 人</p> 
<p>6/19～</p>	<p>〈大仙市「明治 150 年」事業〉 企画展②「池田家の近代」 期間：平成 30 年 6 月 19 日 ～8 月 26 日 会場：旧池田氏庭園米蔵 来場：2,505 人（旧池田氏庭園来場者数）</p> 
<p>6/19～</p>	<p>本庁文書庫・南庁舎等評価選別 期間：平成 30 年 6 月 19 日～6 月 21 日 移管：389 冊 廃棄：329 冊</p>
<p>7/7</p>	<p>〈大仙市「明治 150 年」事業〉 ふるさと探訪講座③「近代における戊辰戦争時の庄内藩評価の変遷－庄内の郷土史家の言説を中心に－」 講師：長南伸治氏（上山城郷土資料館）</p>

	<p>会場：アーカイブズ研修室</p> <p>参加：25人</p>	
H30/7/22	<p>〈大仙市「明治150年」事業〉</p> <p>ヘリテージツアー① 戊辰戦争の戦跡をめぐる</p> <p>～ふるさとが戦場となった日～</p> <p>行程:大曲市民会館発→角間川→旧池田氏庭園(宮崎市佐土原「錦の御旗」複製展示)→国見(竹村庫之丞、塞三柱神社)→刈和野(本念寺、西仙北支所)→境(萬松寺)</p> <p>参加：30人</p>	
7/29	<p>〈大仙市「明治150年」事業〉</p> <p>第1回シンポジウム「ふるさとの近代を考える－1868年～1945年－」</p> <p>パネリスト：中野目徹氏(筑波大学教授)</p> <p>茶谷十六氏(民族芸術研究所)</p> <p>司会：柴田知彰氏(秋田県公文書館)</p> <p>会場：大曲交流センター講堂</p> <p>参加：80人</p>	
8/2～	<p>大曲市民会館評価選別</p> <p>期間：平成30年8月2日～8月3日</p> <p>移管：5冊 廃棄：119冊</p>	
8/5～	<p>〈大仙市「明治150年」事業〉</p> <p>企画展③「花火と人びとの暮らし</p> <p>－花火好きが多いことも町の名物－」</p> <p>期間：平成30年8月5日～9月9日</p> <p>会場：はなび・アム別館</p> <p>来場：18,026人(はなび・アム入館者数)</p>	

H30/8/7	<p>高校生インターンシップ受け入れ</p> <p>対象：大曲高校2年生3人</p>
8/8～	<p>子ども向け講座</p> <p>「アーキビスト体験ツアー」</p> <p>期間：平成30年8月8・9・10・17日</p> <p>会場：アーカイブズ研修室</p> <p>参加：11人</p> 
8/19	<p>〈大仙市「明治150年」事業〉</p> <p>第2回シンポジウム「近代への道程－戊辰戦争と人びと－」</p> <p>基調講演：保谷徹氏（東京大学史料編纂所教授）</p> <p>パネリスト：栗原伸一郎氏（東北大学大学院文学研究科学術研究員）</p> <p>長南伸治氏（上山城郷土資料館学芸員）</p> <p>畑中康博氏（秋田県立博物館学芸員）</p> <p>司会：渡辺英夫氏（秋田大学教授）</p> <p>会場：大曲市民会館小ホール</p> <p>参加：230人</p>  
9/1～	<p>〈大仙市「明治150年」事業〉</p> <p>企画展④「池田家の地域貢献」</p> <p>期間：平成30年9月1日～11月18日</p> <p>会場：旧池田氏庭園米蔵</p> <p>来場：7,412人（旧池田氏庭園来場者数）</p> 
9/4～	<p>〈大仙市「明治150年」事業〉</p> <p>企画展⑤「ふるさとの近代化と人びと」</p> <p>期間：平成30年9月4日～12月1日</p> <p>会場：アーカイブズ展示室2</p> <p>来場：347人</p> 




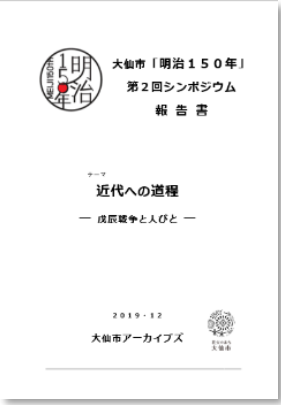
<p>H30/9/27</p>	<p>〈大仙市「明治 150 年」事業〉 ヘリテージツアー② 近代化がもたらしたもの ～鉄道・酒造・煙火・窯業を中心に～ 行程：大曲市民会館発→はなび・アム→楯岡焼→秋田清酒（刈穂）→福の友酒蔵→大曲駅周辺・榊田清兵衛碑 参加：30 人</p> 
<p>9/30</p>	<p>〈大仙市「明治 150 年」事業〉 第 3 回シンポジウム「変貌するふるさと－教育・交通・産業－」 パネリスト：畑中康博氏（秋田県立博物館学芸員） 佐藤隆造氏（仙北史談会） 榎良昭氏（秋田市立佐竹史料館学芸員） 司 会：茶谷十六氏（民族芸術研究所） 会 場：はなび・アム研修室 参 加：50 人</p> 
<p>10/4</p>	<p>大仙市アーカイブズ運営審議会（平成 30 年度第 1 回） 場所：大仙市アーカイブズ研修室</p>
<p>10/14</p>	<p>〈大仙市「明治 150 年」事業〉 ヘリテージツアー③ 地主達の残照～邸宅から近代を振り返る～ 行程：大曲市民会館発→旧池田氏庭園→池田家払田分家庭園→角間川旧家（本郷・北島・荒川・最上）→内小友佐藤家→S L 見学 参加：30 人</p> 
<p>10/18～</p>	<p>協和支所評価選別 期間：平成 30 年 10 月 18 日～10 月 19 日 移管：7 冊 廃棄：210 冊</p>
<p>10/20</p>	<p>〈大仙市「明治 150 年」事業〉 第 4 回シンポジウム「1945 年－大日本帝国臣民から日本国民へ－」</p>


	<p>パネリスト：加藤聖文氏（国文学研究資料館准教授） 荒川肇氏（秋田近代史研究会） 伊藤寛崇氏（秋田工業高等専門学校）</p> <p>司 会：茶谷十六氏（民族芸術研究所）</p> <p>会 場：はなび・アム研修室</p> <p>参 加：50人</p>	
<p>H30/12/13</p>	<p>講座「発見！アーカイブズの世界① 公文書に残る戦時中の地域」</p> <p>会場：アーカイブズ研修室</p> <p>参加：11人</p>	
<p>12/27</p>	<p>高校生インターンシップ受け入れ 対象：大曲高校2年生2人</p>	
<p>H31/1/7</p>	<p>講座「発見！アーカイブズの世界② 公文書から学ぶ地域の災害」</p> <p>会場：アーカイブズ研修室</p> <p>参加：11人</p>	
<p>1/10～</p>	<p>太田支所評価選別 期間：平成31年1月10日～1月11日 移管：19冊 廃棄：227冊</p>	
<p>1/31～</p>	<p>本庁文書庫評価選別（対象：平成31年3月31日保存期間満了） 期間：平成31年1月31日～3月28日 移管：151冊 廃棄：1,924冊</p>	
<p>2/14</p>	<p>講座「発見！アーカイブズの世界③ 公文書に見る絵図・地図・写真」</p> <p>会場：アーカイブズ研修室</p> <p>参加：16人</p>	

H31/3/25	大仙市アーカイブズ運営審議会（平成 30 年度第 2 回） 場所：アーカイブズ研修室
	<ul style="list-style-type: none"> ・旧市町村永年文書の搬入 4,995 冊（大曲 2,644、西仙北 2,351） ・地域史料の新規受入 資料群 4 件、資料数 147 点 ・ボランティアによる資料整理作業 のべ 799 人

令和元年度	
年月日	内 容
R1/6/13	西仙北小学校 2 年生 校外学習受け入れ 
6/20	『大仙市アーカイブズニュースレター 創刊号』発行 
7/22～	出張展示「こんにちは 大仙市アーカイブズです！」 期間：令和元年 7 月 22 日～8 月 8 日 場所：大曲駅東西自由通路 
7/23～	本庁各課評価選別 期間：令和元年 7 月 23 日～7 月 26 日 移管：134 冊 廃棄：324 冊



<p>R1/7/30</p>	<p>子ども向け講座「なるほど！かんたん！くずし字講座」 場所：はなび・アム研修室 参加：14人</p>	
<p>8/1</p>	<p>高校生インターンシップ受け入れ 対象：大曲高校2年生2人</p>	
<p>8/6</p>	<p>専門学校生インターンシップ受け入れ 対象：盛岡公務員法律専門学校1年生2人</p>	
<p>8/19～</p>	<p>秋大生自主研修受け入れ 対象：秋田大学教育文化学部3年1人 期間：令和元年8月19日～21日</p>	
<p>9/30</p>	<p>アーカイブズツアー「ぶらまがり（ぶらっと散策 大曲）」 集合：はなび・アム 参加：22人</p>	
<p>10/1～</p>	<p>企画展「地域、再発見！～記録に残る人々の様子～」 期間：令和10年10月1日 ～12月14日 場所：アーカイブズ展示室1・2 来場：232人</p>	
<p>10/3</p>	<p>大仙市アーカイブズ運営審議会 場所：大仙市役所2階会議室</p>	

R1/10/10	<p>(企画展タイアップ講座)</p> <p>第1回「日常の人々、再発見！」</p> <p>場所：アーカイブズ研修室</p> <p>参加：6人</p> <p>講座後に行われた企画展の展示解説</p>	
11/7	<p>(企画展タイアップ講座)</p> <p>第2回「広がる街並み、再発見！」</p> <p>場所：アーカイブズ研修室</p> <p>参加：8人</p>	
12/5	<p>(企画展タイアップ講座)</p> <p>第3回「暮らしの境界、再発見！」</p> <p>場所：アーカイブズ研修室</p> <p>参加：6人</p>	
12/21	<p>『大仙市「明治150年」 第2回シンポジウム報告書』発行</p> <p>テーマ：近代への道程 — 戊辰戦争と人びと —</p>	
R2/1/31～	<p>太田支所評価選別</p> <p>期間：令和2年1月31日～2月12日</p> <p>移管：150冊 廃棄：705冊</p>	
1/31～	<p>本庁文書庫評価選別（対象：令和2年3月31日保存期間満了）</p> <p>期間：令和2年1月31日～3月24日</p> <p>移管：165冊 廃棄：2,135冊</p>	


R2/2/4～	<p>新着資料展「田宮利雄資料」</p> <p>期間：令和2年2月4日～7月18日</p> <p>会場：アーカイブズ展示室1</p> <p>来場：208人</p>	
---------	---	--

- ・旧市町村永年文書の搬入 7,785冊（大曲1,105、西仙北600、太田6,080）
- ・地域史料の新規受入 資料群11件、資料数3,178点
- ・ボランティアによる資料整理作業 のべ679人

令和2年度		
年月日	内 容	
R2/7/27～	<p>本庁各課・大曲地域公民館評価選別</p> <p>期間：令和2年7月27日～8月25日</p> <p>移管：107冊 廃棄：518冊</p>	
8/22～	<p>新着資料展「平瀬家資料」</p> <p>期間：令和2年8月22日 ～12月25日</p> <p>場所：アーカイブズ展示室1</p> <p>来場：198人</p>	
10/13～	<p>企画展「これぞ大仙！！～人・モノ・文化～」</p> <p>期間：令和2年10月13日 ～12月25日</p> <p>会場：アーカイブズ展示室2</p> <p>来場：115人</p>	
10/14	<p>大仙市アーカイブズ運営審議会</p> <p>会場：大仙市役所第3委員会室 (オンライン併用)</p>	

R2/11/15	<p>講座「わたしのファミリーヒストリー～家系の調べ方～」</p> <p>会場：はなび・アム研修室</p> <p>参加：19人</p>	
R3/1/25～	<p>各支所・公民館等評価選別</p> <p>期間：令和3年1月25日～2月15日</p> <p>移管：179冊 廃棄：4,620冊</p>	
2/5～	<p>出張展示「秋田県民歌を作詞した横沢村会議員・倉田政嗣の知られざるもうひとつの顔」</p> <p>期間：令和3年2月5日～3月15日</p> <p>場所：太田文化プラザ</p>	
2/17～	<p>本庁文書庫評価選別（対象：令和3年3月31日保存期間満了）</p> <p>期間：令和3年2月17日～3月29日</p> <p>移管：313冊 廃棄：2,394冊</p>	

- ・旧市町村永年文書の搬入 2,521冊（大曲44、中仙8、仙北2,463、太田6）
- ・地域史料の新規受入 資料群7件、資料数1,744点
- ・ボランティアによる資料整理作業 のべ582人

令和3年度		
年月日	内容	
R3/4/6～	<p>新着資料展「物部長穂関係資料」</p> <p>期間：令和3年4月6日～8月7日</p> <p>会場：アーカイブズ展示室1</p> <p>来場：：239人</p>	

R3/6/10	西仙北小学校2年生 校外学習受け入れ	
6/17～	本庁各課・大曲地域公民館評価選別 期間：令和3年6月17日～6月24日 移管：97冊 廃棄：1,750冊	
7/14	アーカイブズツアー 街歩き気分の歴史講座 ぶらまがり 会場：はなび・アム研修室 参加：16人	
10/5～	開館5周年企画展 ふるさとの災害 ～記録が語る地震・水害・戦争～ 期間：令和3年10月5日～令和4年1月31日 会場：アーカイブズ展示室1・2 来場：115人	 
10/13～	開館5周年出張展示① 期間：令和3年10月13日～10月26日 会場・テーマ： 大曲庁舎 東北の発展に尽力した 榊田清兵衛 大綱交流館 陸軍強首演習場と 戦後開拓	 大綱交流館
10/23	開館5周年シンポジウム（オンラインシンポジウム） 記録のチカラ～災害の記憶を次世代につなぐために～	

	<p>内容：館長挨拶、事業報告、基調講演、パネルディスカッション 基調講演：安藤正人氏（国文学研究資料館名誉教授）</p> <p>パネルディスカッション： 安藤正人氏 加藤聖文氏（国文学研究資料館准教授）</p> <p>参加：36人</p> 
R3/10/29～	<p>開館 5 周年出張展示②</p> <p>期間：令和 3 年 10 月 29 日～11 月 11 日</p> <p>会場・テーマ：かみおか嶽雄館 野球の種 地域に根ざす 中仙庁舎 古のロマンと謎 ～県内唯一の国宝～</p>
11/9～	<p>各支所・公民館等評価選別</p> <p>期間：令和 3 年 11 月 9 日～12 月 16 日</p> <p>移管：104 冊 廃棄：7,790 冊</p>
11/16～	<p>開館 5 周年出張展示③</p> <p>期間：令和 3 年 11 月 16 日～11 月 29 日</p> <p>会場・テーマ： 和ピア 荒川鉦山と鉦山街の発展 南外庁舎 村づくりの先駆 濟々義会と半田忠蔵</p>  <p>南外庁舎</p>
12/2～	<p>開館 5 周年出張展示④</p> <p>期間：令和 3 年 12 月 2 日～12 月 15 日</p> <p>会場・テーマ：仙北庁舎 明治に発見された払田柵跡と後藤宙外 太田庁舎 秋田県民歌を作詞した横沢村会議員・倉田政嗣</p>
12/10	<p>講座「平瀬家資料から読み解く戦争の記憶」</p> <p>会場：アーカイブズ研修室</p> <p>参加：11人</p> 

R4/1/24～	本庁文書庫評価選別（対象：令和4年3月31日保存期間満了） 期間：令和4年1月24日～3/7 移管：146冊 廃棄：2,403冊
1/31	西仙北中学校2年生校外学習受け入れ 内容：戊辰戦争について ① 東北の情勢や大仙地域の戦況について当館職員が解説 ② 戊辰戦争ほか戦争に関する所蔵資料を見学
3/23	大仙市アーカイブズ運営審議会 会場：大綱交流館（オンライン併用）



- ・旧市町村永年文書の搬入 3,809冊（大曲888、仙北2,921）
- ・地域史料の新規受入 資料群6件、資料数1,115点
- ・ボランティアによる資料整理作業 のべ479人

2 利用状況

(1) 入館者数

年度	入館者数	内訳		館外事業 参加者数
		一般（人）	行政（人）	
H29（※1）	1,445	1,284	161	—
H30	1,030	960	70	500
R1（※2）	670	601	69	36
R2（※3）	571	470	101	19
R3	661	547	114	52

※1 平成29年度は、5月3日開館のため開館日数は11か月分。

※2 令和元年度は、新型コロナウイルス感染防止対策のため、令和2年3月に一般向けの開館を1ヶ月間取りやめており、開館日数は11か月分。

※3 令和2年度4月は新型コロナウイルス感染防止対策のため、開館日が4日間のみ。

(2) 閲覧申請・複写交付・レファレンス

年度	一般利用				行政利用			
	閲覧申請者数	閲覧申請資料数	複写交付枚数	レファレンス件数	閲覧申請者数	閲覧申請資料数	複写交付枚数	レファレンス件数
H29	30	154	2,035	17	7	28	4	9
H30	35	145	11,003	21	22	129	214	13
R1	36	1,079	8,759	31	39	87	278	30
R2	45	1,178	6,085	40	64	225	553	23
R3	48	2,385	3,371	37	60	169	76	28

(3) 視察団体数

年度	団体数	内訳		人数
		市内	市外	
H29	48	21	27	648
H30	27	15	12	338
R1	16	10	6	278
R2	6	3	3	94
R3	9	5	4	183

(4) 送迎対応人数

年度	人数	内訳	
		刈和野駅(大曲方面)	峰吉川駅(秋田市方面)
H29	12	4	8
H30	17	6	11
R1	7	0	7
R2	2	0	2
R3	5	1	4

3 大仙市アーカイブズ運営審議会委員（敬称略、五十音順）

任期：平成29年5月3日～令和元年5月2日

No.	氏名	所属等	備考
1	池田 キミ	古文書の会	
2	茶谷 十六	元財団法人民族芸術研究所長	
3	富樫 泰時	秋田県文化財保護審議会長、大仙市文化財保護審議会長、元秋田県立博物館長	
4	戸嶋 明	元秋田県公文書館館長	
5	畑中 康博	秋田県立博物館学芸主事	副会長
6	保坂 裕興	学習院大学大学院人文科学研究科教授	
7	渡辺 英夫	秋田大学教育文化学部教授	会長

任期：令和元年5月3日～令和3年5月2日

No.	氏名	所属等	備考
1	池田 キミ	古文書の会	
2	煙山 英俊	秋田県公文書館古文書班長	
3	茶谷 十六	元財団法人民族芸術研究所長	
4	畑中 康博	秋田県教育庁生涯学習課学芸主事	副会長
5	保坂 裕興	学習院大学大学院人文科学研究科教授	
6	渡辺 英夫	秋田大学教育文化学部教授	会長

任期：令和3年5月3日～令和5年5月2日

No.	氏名	所属等	備考
1	池田 キミ	古文書の会	
2	茶谷 十六	元財団法人民族芸術研究所長	
3	仲谷 兵馬	秋田県公文書館公文書班長	
4	畑中 康博	秋田県公文書館学芸主事	副会長
5	保坂 裕興	学習院大学大学院人文科学研究科教授	
6	渡辺 英夫	秋田大学教育文化学部教授	会長

4 職員体制

平成 29 年度

所属：総務部総務課アーカイブズ

職	氏名
総務部長	今野 功成
総務課長	福原 勝人
館長（再任用）	細川 良隆
副主幹	森川 悌一
主席主査	高橋 一倫
主査	蓮沼 素子
主事	照井 紗耶加
事務補助員	冨塚 由紀子

平成 30 年度

所属：総務部総務課アーカイブズ

職	氏名
総務部長	舩谷 祐幸
総務課長	福原 勝人
館長（再任用）	細川 良隆
副主幹	森川 悌一
主席主査（※1）	高橋 一倫
主査	蓮沼 素子
主任	岡田 綾
事務補助員	冨塚 由紀子
事務補助員	高橋 和美
事務補助員	櫻田 直子
事務補助員	畑中 智春

※1：併任 生涯学習部文化財保護課主席主査

令和元年度

所属：総務部総務課アーカイブズ

職	氏名
総務部長	舩谷 祐幸
総務課長	佐々木 隆幸
館長（再任用）	細川 良隆
主査（班長）	蓮沼 素子
主査（再任用）	伊藤 博明
主査	黒田 貴彦
主任	岡田 綾
事務補助員	冨塚 由紀子
事務補助員	高橋 和美
事務補助員	櫻田 直子
事務補助員	畑中 智春

令和 2 年度

所属：総務部総務課アーカイブズ

職	氏名
総務部長	舩谷 祐幸
総務課長	佐々木 隆幸
館長（再任用）	細川 良隆
主査（班長）（※1）	蓮沼 素子
主査（再任用）	伊藤 博明
主査	黒田 貴彦
主任	岡田 綾
主事（※2）	三浦 成美
事務補助員	冨塚 由紀子
事務補助員	櫻田 直子
事務補助員	畑中 智春

※1：併任 生涯学習部花火伝統文化継承資料館主査

※2：併任 生涯学習部花火伝統文化継承資料館主事

令和3年度

所属：総務部総務課アーカイブズ

職	氏名
総務部長	舩谷 祐幸
総務課長	伊藤 公晃
館長（再任用）	佐々木 孝雄
副主幹（班長）	黒田 貴彦
副主幹（※1）	蓮沼 素子
主任	岡田 綾
主事（※2）	三浦 成美
事務補助員	伊藤 博明
事務補助員	富塚 由紀子
事務補助員	櫻田 直子
事務補助員	畑中 智春

※1：兼務 経済産業部花火産業推進課
花火伝統文化継承資料館副主幹

※2：兼務 経済産業部花火産業推進課
花火伝統文化継承資料館主事

大仙市アーカイブズ年報 別冊

開館 5 周年記念誌

【発行 令和 4 年 7 月】

大仙市アーカイブズ

〒019-2335

秋田県大仙市強首字上野台 1 番地 2

Tel/Fax 0187-77-2004